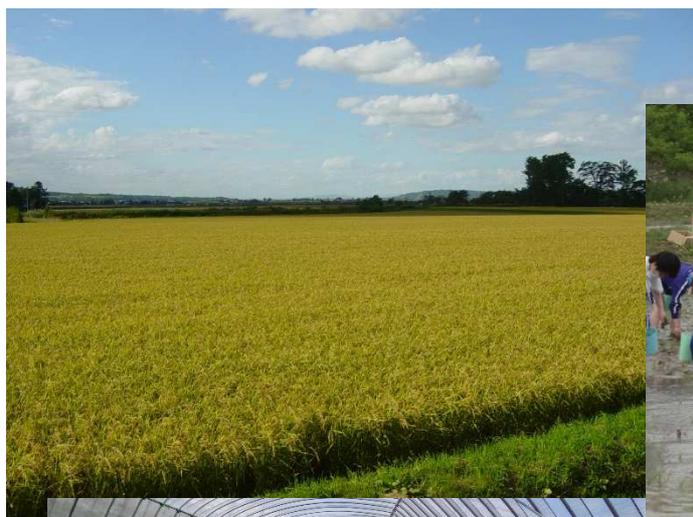


修正版

由仁町農業・農村振興計画

～風薫る町の もの・人・基盤・地域づくり～



令和元年 8 月

由仁町

継続的な農業の発展を目指して

本町の農業は、恵まれた地理的条件を生かし、水稻を中心とした作付けに
取り組み、町の基幹産業として地域社会・経済を支える重要な役割を果たして
います。

こうした中、本町では、平成26年3月に「由仁町農業・農村振興計画」
を策定し、「もの・人・基盤・地域づくり」の4つの基本方針のもと、農
業・農村の持続的発展を目指して取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、農業に対する消費者のニーズは年々複雑化しており、農作
物に対する需要は、益々増えて行く事が予想されることから策定から5年を
迎えた本計画について、中間期の見直しを行いました。

平成29年度に策定した第六次由仁町総合計画のまちの将来像である「小
さくてもキラリと輝くまち」を目指して、今後も農業者や農業団体の皆さん
をはじめ、関係機関・団体との連携を図りながら、活力ある農業・農村づく
りを進めてまいりますので、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申
し上げます。

最後に、この度の計画見直しにあたり、貴重なご意見をいただいた関係機
関・団体等の皆さんには心から厚くお礼申し上げます。

令和元年8月

由仁町長 松 村 諭

目 次

第1章 はじめに

1	計画を見直した背景.....	1
2	計画の性格.....	1
3	計画期間.....	1
4	計画策定に当たり配慮する事項.....	2

第2章 農業・農村をめぐる情勢

1	農業を取り巻く国際情勢.....	3
2	我が国の食料需給の動向.....	3
3	国内農政の動向.....	4

第3章 由仁町農業・農村の現状

1	農家構造.....	5
2	主要作物の作付と酪農・畜産の飼養頭羽数の状況.....	13
3	米の生産調整（生産の目安）の状況.....	19
4	農業産出額.....	21
5	環境と調和した農業の取組状況.....	22
6	グリーン・ツーリズム等の取組状況.....	23
7	鳥獣による農作物への被害状況.....	23

第4章 由仁町農業・農村の主要課題

1	農業経営の体質強化.....	24
2	担い手の育成・確保.....	24
3	農業経営支援システムの構築.....	24
4	優良農地の確保と適切な利用の促進.....	24
5	農業生産基盤の整備と保全管理.....	24
6	「食」の安全・安心に向けた取組の強化.....	24
7	農畜産物のブランド化.....	25
8	都市と農村の交流の促進.....	25
9	食育や地産地消の推進.....	25
10	鳥獣による農業被害対策の強化.....	25
11	特定家畜伝染病への対応.....	25

第5章 由仁町農業・農村が持続的に発展するための基本方針と展開方向

基本方針Ⅰ 「もの」づくり

- 1 安全・安心で高品質な食料の安定供給 26
- 2 農業の持続的発展に向けた体質強化 27
- 3 環境と調和した農業の推進 28

基本方針Ⅱ 「人」づくり

- 1 農業生産や地域活動を担う人材の育成 29

基本方針Ⅲ 「基盤」づくり

- 1 農業生産を支える基盤づくり 30
- 2 優良農地の確保と適切な利用の推進 31

基本方針Ⅳ 「地域」づくり

- 1 地域資源を活用した6次産業化やグリーン・ツーリズムの推進 31
- 2 食育や地産地消の取組の推進 32
- 3 快適で豊かな農村環境の整備 32

用語解説 33

第1章 はじめに

1 計画を見直した背景

由仁町では、平成26年3月に「由仁町農業・農村振興計画」を策定し、もの・人・基盤・地域「づくり」の4つの基本方針のもと取組を進めてまいりました。

しかしながら、農家の高齢化及び担い手不足、野生鳥獣被害の深刻化、気候変動への対応、自然環境の変化など、本町の農業は様々な問題に直面しています。

さらに、我が国の農業・農村をめぐるのは、T P Pが2018年12月に、日欧E P Aが2019年2月に発効され、国際貿易による地域経済・社会に対する影響が懸念されます。また、国際化が進み人や物の動きが活発になることで高病原性鳥インフルエンザや豚コレラ、B S Eなどの家畜伝染病に対する危機管理や防疫体制の強化が急務となっています。

自然災害においては、平成30年9月に発生した台風21号による農業関連の被害や、北海道胆振東部地震による北海道全域における停電は、農作物・畜産関連に多大の被害を与えただけでなく、物流の停止も招き、食品の生産・安定供給に向けた取組を、早期に推進することが望まれます。

国においては、平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向け①食料の安定供給の確保②農業の持続的な発展③農村の振興④東日本大震災からの復旧・復興⑤団体の再編整備の5つの施策を軸に、推進に必要な事項が示されました。

水稲・畑作は、由仁町の基幹産業として、地域の重要な役割を担っています。

時代の変化に素早く対応し、「もの・人・基盤・地域づくり」を引き続き進め、さらには発展させることが求められることから、環境・社会情勢の変化を踏まえ、平成26年3月の策定から5年を経過した「由仁町農業・農村振興計画」について、中間期の見直しを行いました。

2 計画の性格

- (1)この計画は、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」及び北海道が策定した「第5期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえながら、本町の農業者や関係機関及び団体が連携・協力し取組を行う際に、基本的な指針として活用することを期待するものです。
- (2)「もの・人・基盤・地域づくり」を取り進めるため、由仁町の農業・農村としての将来像を示すとともに、国や道などに対して、本町の実情に即した農業・農村の振興に関する施策提案等を行う際の基本的な方向を示すものです。
- (3)この度の中間期の計画見直しに際して、現状課題や将来への目標を把握するため、今後5年間に優先的、重点を置いて取り組む内容を記載しています。

3 計画期間

計画期間は、平成25年度「由仁町農業・農村振興計画」を作成した際、令和5年度までの10か年を目途としており、中間期の見直しによる計画期間の変更はありません。

なお、時期に関わらず大きな社会経済情勢の変化等があった場合は、その必要性を検討したうえで計画の見直しを行います。

4 計画策定に当たり配慮する事項

- (1)本計画は、「第六次由仁町総合計画」及び「やっぱり由仁のものがいい条例」と整合がとれたものとしてします。
- (2)社会情勢の変化等により、計画の推進に大きな影響が生じた場合には、計画の見直しなど必要な措置を講じることとしてします。



第2章 農業・農村をめぐる情勢

1 農業を取り巻く国際情勢

(1) 世界の食料需給を巡る事情

世界の人口は、国連の推計によると2019年の76億人から2050年には約98億人に達すると予想されており、開発途上国を中心とした人口の増加、新興国等での所得水準の向上に伴う食生活の変化、バイオ燃料向け需要の拡大等により食料需要が増加することが見込まれます。

一方、食料の供給面では、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等による影響が懸念されています。このため、今後とも、世界の穀物等の需給はひっ迫した状態が継続し、食料価格は高い水準で、かつ、上昇傾向で推移すると予測されています。

(2) 国際貿易交渉を巡る動き

2001年から開始された包括的貿易交渉WTOドーハ・ラウンド交渉の行方が不透明な中、経済のグローバル化に伴い、1990年代以降、世界的に特定の国や地域の間で関税撤廃等を行うEPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）を締結する動きが活発になっています。

我が国においても、2019年2月現在、18の国や地域とEPAを締結しているほか、平成22年11月には、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、世界の主要貿易国と高いレベルの経済連携を進めることとし、TPP協定については、平成30年12月に発行され、日本を含めた11カ国で、アジア太平洋地域において高い自由化を目標とし、非関税分野や新しい貿易課題を含む包括的な取組が行われることなどから、今後、貿易自由化の動きはさらに加速化することが予想され、特に例外なき関税撤廃を原則とするTPPについては、国内農業のみならず国民生活全体に甚大な影響を及ぼすことが懸念される状況となっています。

2 我が国の食料需給の動向

(1) 食料消費を巡る動き

我が国の食料消費は、高度経済成長期の所得の伸びを背景として、量的に拡大するとともに、質的な多様化が進んでおり、消費動向としては、米の消費が減少する一方で、肉類の消費の増加により脂質摂取過多の傾向が続き、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の増加が懸念されています。昭和55年頃には、「日本型食生活」の適正なバランスがとれていましたが、その後、食生活の洋風化が進み、米の消費減や国内生産では供給が困難な畜産物・油脂の消費増などにより、バランスが崩れ、国内生産の不足を補う形で輸入量が増加したことが、我が国の食料自給率低下の原因となりました。

(2)食料自給率を巡る動き

我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低水準にあり、食料の多くを輸入に依存していることから、世界の穀物等の需給が中長期的にひっ迫することが予想される中で、食料の安定供給を将来的に確保していくためには、食料自給率を最大限向上させていくことが重要となっています。

国は、「基本計画」において、食料自給率をカロリーベースで平成25年度39%を、平成37年度に45%まで引き上げるという目標を掲げ、その達成に向けて、生産及び消費の両面から重点的な取組を展開することとしています。

食料自給率を向上させるためには、国内農業生産の増大を図ることを基本に、国民1人1人が食料消費と食料自給率の関係や食生活の改善等についての理解を深め、意識を改革していくことが重要な課題となっています。

3 国内農政の動向

(1)国における農政を巡る動き

国は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題解決のための構造改革を加速化するため「農地中間管理機構の創設」、「経営所得安定対策（旧戸別所得補償制度）の見直し」、「水田フル活用と米政策の見直し」、「日本型直接支払制度の創設」の4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するものとし、順次このプランを改訂し、農地制度の見直しや農業競争力強化プログラムによる更なる農業の競争力強化のための改革を推進し、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げていくとともに、このプランにおいて示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づく基本計画の見直しに着手することとしています。

一方、農業をはじめとする地域の産業や経済への影響が懸念される各種の国際通商協議が活発化しており、国内農業の先行きについては不安な要素が多いことから、長期的視点に立ち、将来を見据えた安定的な農業施策が期待されます。

(2)本道における農政を巡る動き

本道では、広大な土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されており、我が国有数の食料供給地域として、安全・安心で良質な農畜産物を供給するとともに、地域経済を支える基幹産業として大きな役割を果たしています。

北海道は、平成28年3月に農業・農村の振興に関する施策の方向を明らかにする道農政の中長期的指針として「第5期北海道農業・農村振興推進計画」を策定しました。

計画では、本道農業が、国が基本計画に掲げる食料自給率の目標達成に最大限寄与していくため、農業者をはじめ関係機関・団体と連携して取組を推進することとしており、本道農業の持続的発展に向け、国などに本道の実情を踏まえた政策提案や制度改善要望を行うなど、積極的な農業施策を展開することが求められています。

第3章 由仁町農業・農村の現状

1 農業構造

(1) 農家戸数と農業就業人口の推移

本町の農家戸数及び農家人口は年々減少を続け、農業従事者の高齢化が進行し、平成27年には、農家戸数342戸、農業就業人口は895人となりました。

また、後継者のいない農家は、農家戸数に対し平成17年には77%でしたが、平成27年に70%となり、改善は見られるものの依然として深刻な後継者不足となっています。

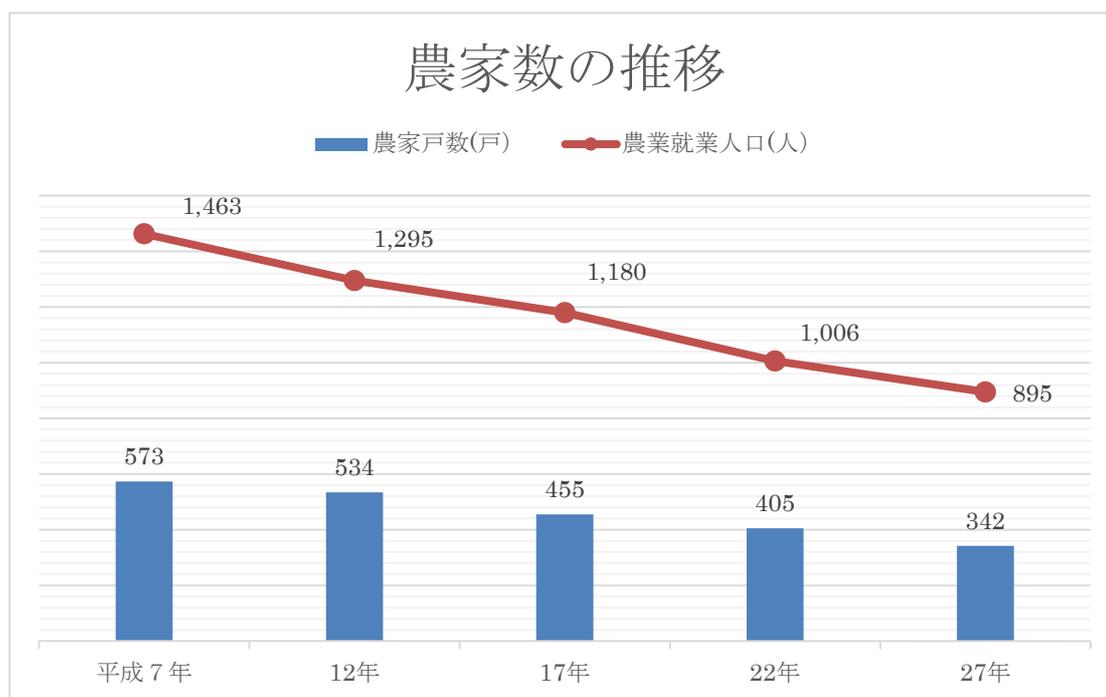
これに対し、新規就農者数は、近年一桁台で推移しています。

【農家数の推移】

(単位：戸、人)

区分	7年	12年	17年	22年	27年
農家戸数(戸)	573	534	455	405	342
- 専業(戸)	249	203	173	199	252
- 第1種兼業(戸)	263	265	223	136	59
- 第2種兼業(戸)	61	66	59	70	31
農業従事者(人)	1,675	1,546	1,335	1,165	965
農業就業人口(人)	1,463	1,295	1,180	1,006	895
- うち基幹的従事者(人)	1,146	1,121	1,037	941	820

資料：農林業センサス

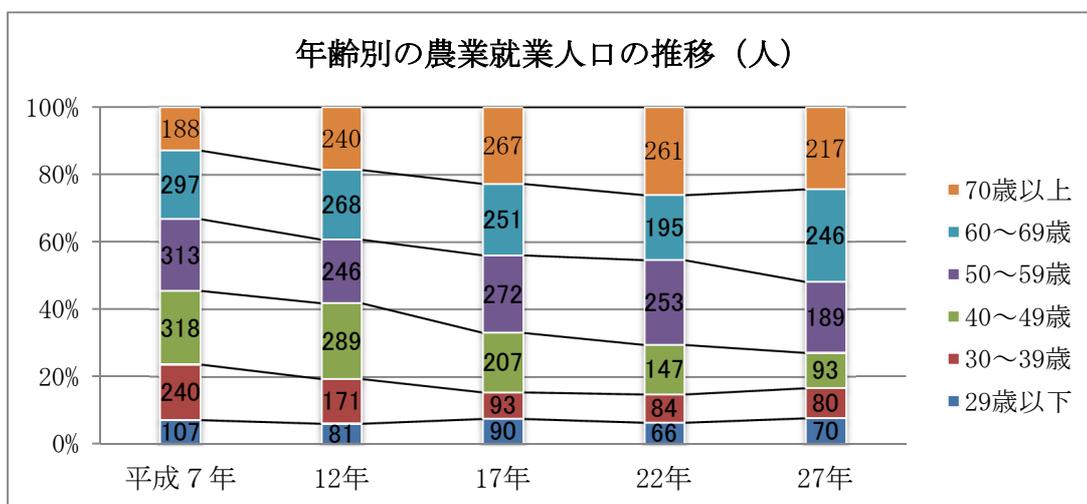


【年齢別の農業就業者数】

(単位：人)

区 分	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
7年	107	240	318	313	297	188
12年	81	171	289	246	268	240
17年	90	93	207	272	251	267
22年	66	84	147	253	195	261
27年	70	80	93	189	246	217

資料：農林業センサス

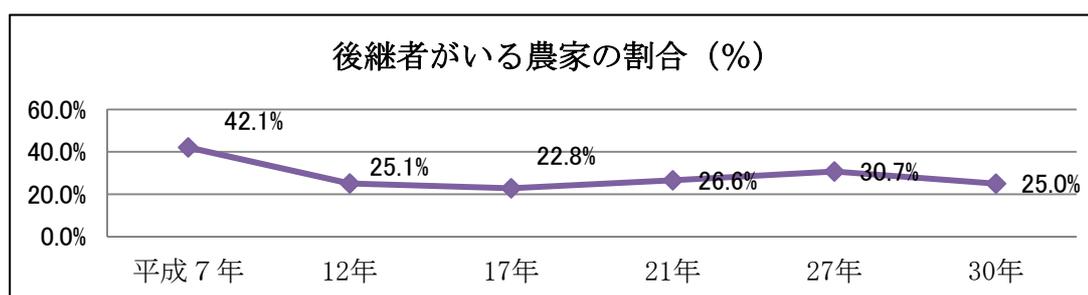


【後継者の推移】

(単位：戸)

区 分	後継者がいる	後継者がいない	備 考
7年	249 (42.1%)	343 (57.9%)	農林業センサス
12年	134 (25.1%)	400 (74.9%)	〃
17年	103 (22.6%)	352 (77.4%)	〃
21年	106 (26.6%)	284 (71.4%)	由仁町農業委員会(未回答8)
27年	105 (30.7%)	237 (69.3%)	農林業センサス
30年	86 (25.0%)	234 (68.0%)	由仁町農業委員会(未回答24)

資料：農林業センサス、由仁町農業委員会（15歳以上の後継予定者を含む。）

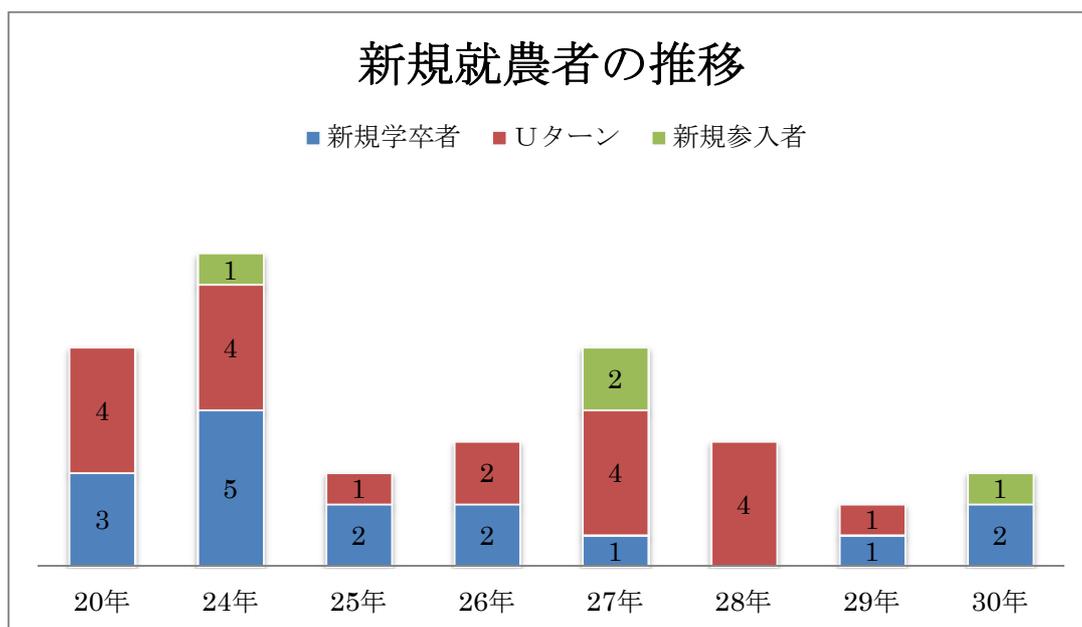


【新規就農者の推移】

(単位：人)

区分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規学卒者	3	5	2	2	1	0	1	2
Uターン	4	4	1	2	4	4	1	0
新規参入者	0	1	0	0	2	0	0	1
計	7	10	3	4	7	4	2	3

資料：由仁町産業振興課、そらち南農業協同組合



(2) 主体作物別農家数

水稻主体農家は、戸数・割合ともに減少傾向にあります。作物別では最も多くなっています。

【主体作物別農家数】

(単位：戸)

区分	水稻主体		畑作主体	野菜主体	果樹主体	花き主体	畜産主体	酪農主体	その他	計
	戸数	割合								
7年	406	72.4	64	59	2	1	1	12	16	561
12年	323	63.2	93	57	1	10	0	11	16	511
17年	242	55.3	81	83	1	16	0	10	5	438
22年	208	53.5	68	72	1	20	4	10	6	389
27年	188	56.3	60	50	1	16	2	10	7	334

資料：農林業センサス

(3) 経営規模別農家数

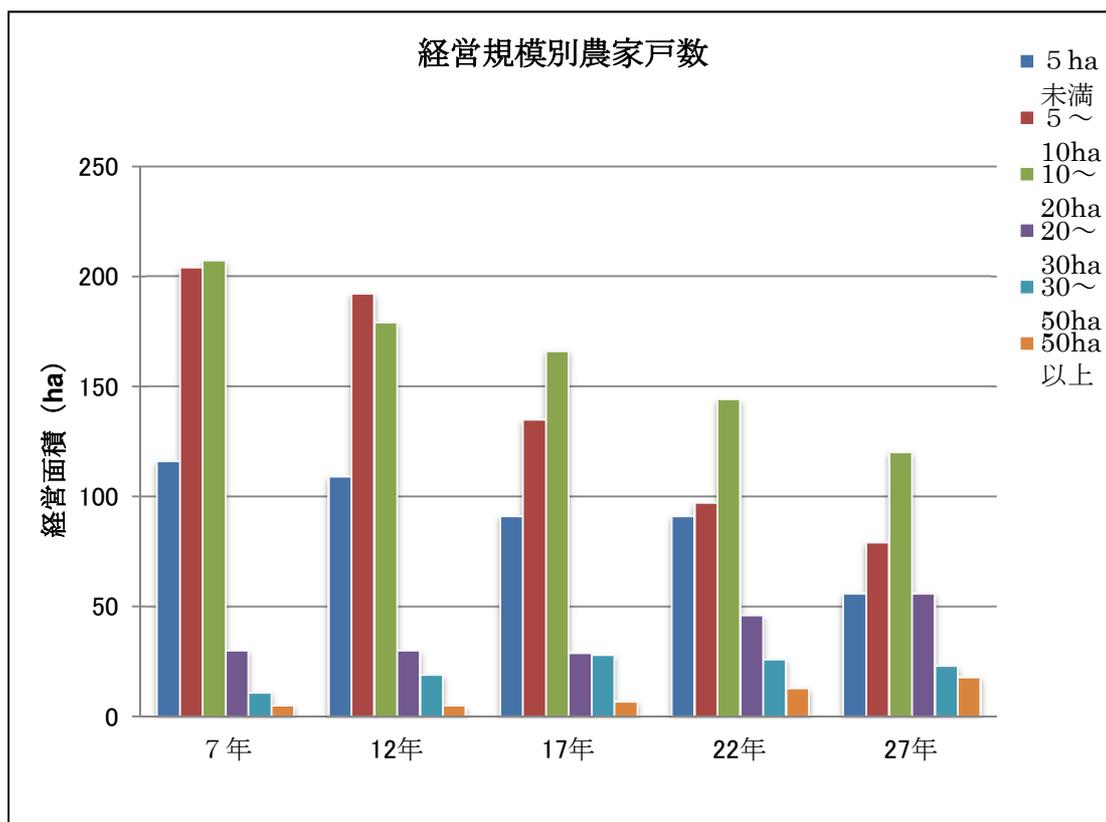
農家の経営規模は、10～20haの占める割合が最も高くなっていますが、20～30ha、30～50ha、50ha以上の割合が増加しており、大規模化が進んでいます。

【経営規模別農家数】

(単位：戸、%)

区 分	5ha未満		5～10ha		10～20ha		20～30ha		30～50ha		50ha以上	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
7年	116	20.2	204	35.6	207	36.1	30	5.2	11	1.9	5	1.0
12年	109	20.4	192	36.0	179	33.5	30	5.6	19	3.6	5	0.9
17年	91	20.0	135	29.6	166	36.4	29	6.4	28	6.1	7	1.5
22年	91	21.8	97	23.3	144	34.5	46	11.0	26	6.2	13	3.2
27年	56	15.9	79	22.5	120	34.1	56	15.9	23	6.5	18	5.1

資料：農林業センサス



(4) 認定農業者の推移

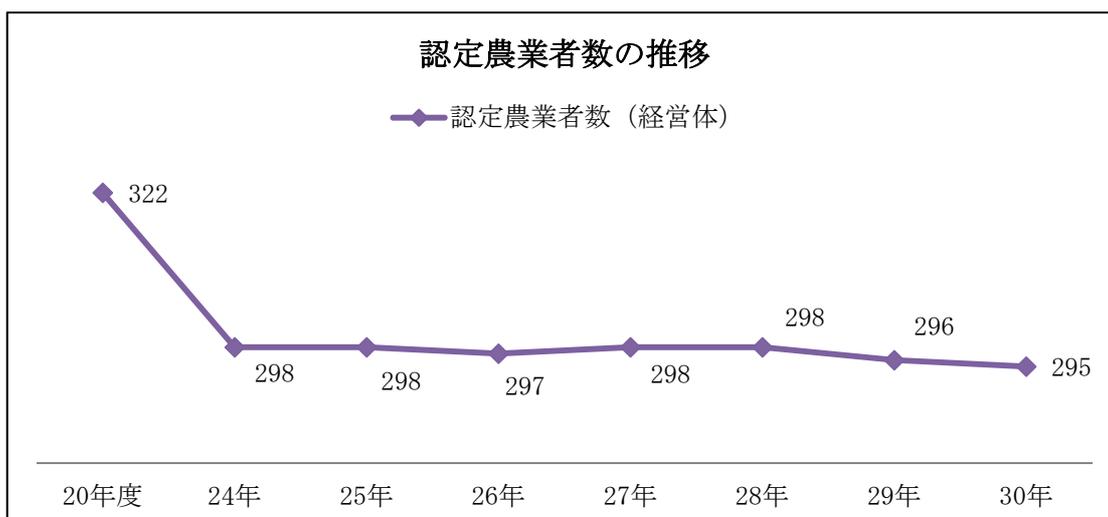
認定農業者数は、農家戸数の減少に伴い、緩やかに減少しています。

【認定農業者数の推移】

(単位：経営体)

区分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認定農業者	322	298	298	297	298	298	296	295

資料：由仁町産業振興課



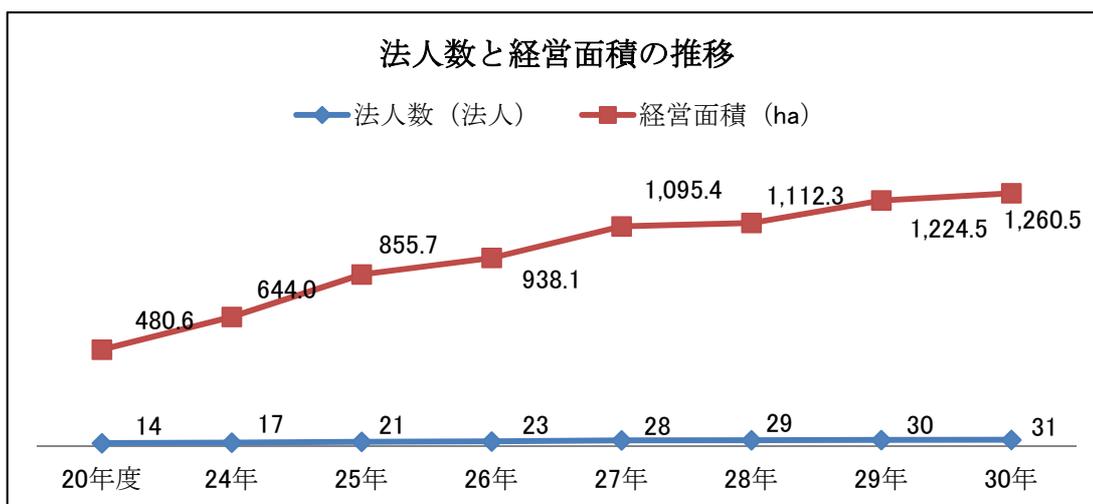
(5) 農地所有適格法人数の推移

法人数は増加しており、平成30年度の農家戸数全体に占める経営面積の割合は、町の耕地面積全体の約2割を占めています。

【法人の推移】

区分	法人数 (法人)	構成戸数 (戸)	経営面積 (ha)	由仁町の耕地面積に 占める割合 (%)
20年度	14	15	480.6	7.9
24年度	17	19	644.0	10.9
25年度	21	23	855.7	14.4
26年度	23	25	938.1	15.7
27年度	28	30	1,095.4	18.7
28年度	29	31	1,112.3	19.0
29年度	30	33	1,224.5	20.3
30年度	31	34	1,260.5	20.7

資料：由仁町農業委員会



(6) 経営耕地面積の推移

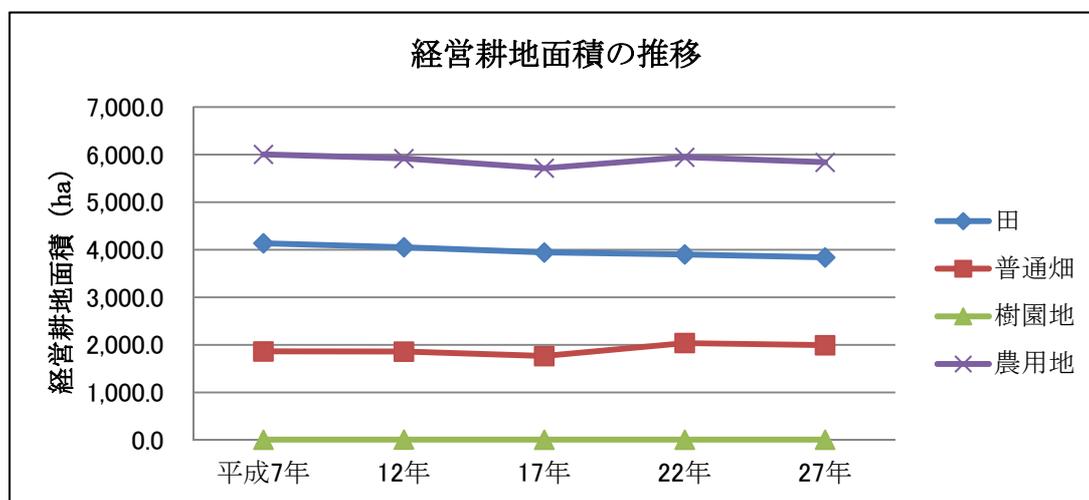
経営耕地面積は減少傾向にありますが、最も多いのは水田で6割以上を占め、次いで普通畑が3割以上となっており、水田から普通畑への転換が進んでいます。

【経営耕地面積の推移】

(単位：ha、%)

区分	田		普通畑		樹園地		農用地計
	面積	割合	面積	割合	面積	割合	
7年	4,135.8	68.9	1,862.2	31.0	7.88	0.1	6,005.8
12年	4,052.2	68.5	1,859.2	31.4	8.40	0.1	5,919.8
17年	3,942.9	69.0	1,766.4	30.9	6.95	0.1	5,716.3
22年	3,901.1	65.6	2,038.6	34.3	7.25	0.1	5,947.0
27年	3,840.0	65.8	1,993.0	34.1	8.00	0.1	5,840.0

資料：農林業センサス



(7) 農地の権利移動の推移

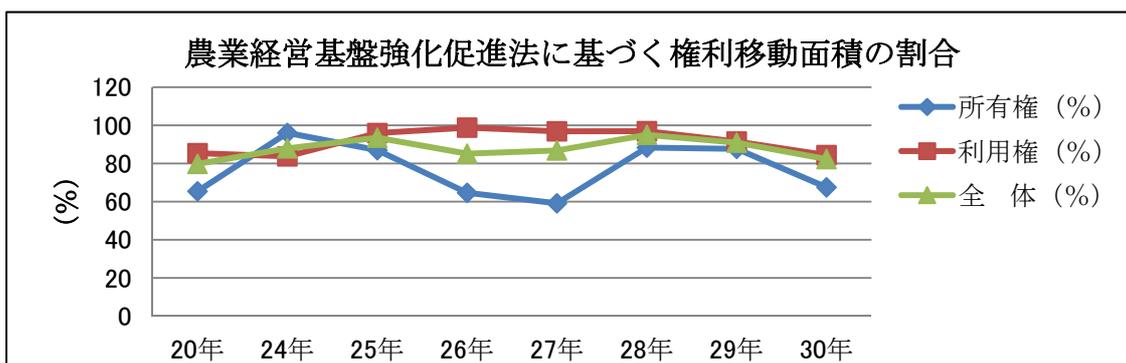
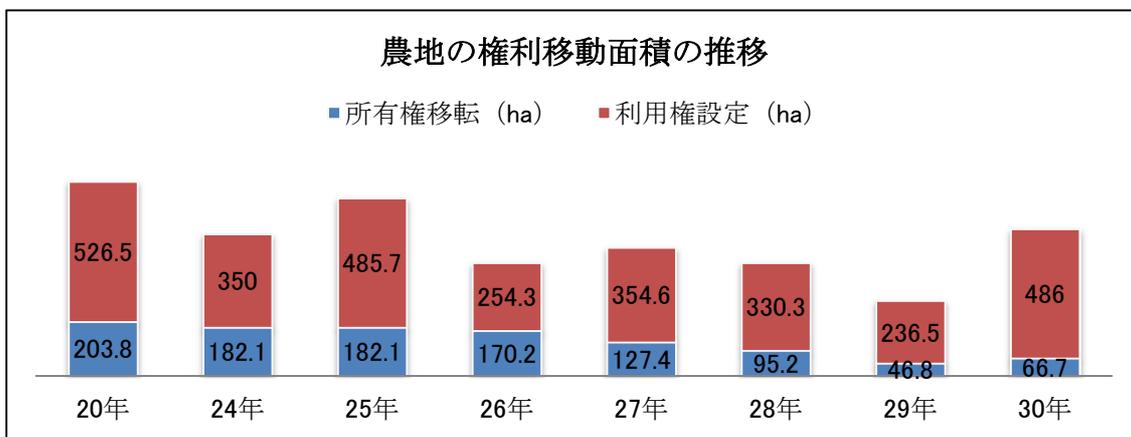
農地の権利移動は、件数・面積とも年度によって増減がありますが、農業経営基盤強化促進法に基づくものがほとんどで、平成30年度では所有権移転、利用権設定を合わせると9割以上を占めており、認定農業者への農地の集積が進んでいます。

【農地の権利移動の推移】

(単位：件、ha)

区分	農地法3条				基盤強化促進法				総数			
	所有権移転		利用権設定		所有権移転		利用権設定		所有権移転		利用権設定	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
20年度	12	70.6	6	77.1	46	133.2	116	449.4	58	203.8	122	526.5
24年度	5	7.2	7	57.0	31	174.9	102	293.0	36	182.1	109	350.0
25年度	6	23.7	12	19.7	40	158.4	101	466.0	46	182.1	113	485.7
26年度	16	60.3	6	3.1	32	109.9	70	251.2	48	170.2	76	254.3
27年度	13	52.1	12	11.3	17	75.3	107	343.3	30	127.4	119	354.6
28年度	8	11.1	7	10.3	11	84.1	91	320.0	19	95.2	98	330.3
29年度	7	5.8	12	20.1	8	41.0	73	216.4	15	46.8	89	236.5
30年度	5	21.7	9	75.9	14	45.0	84	410.1	19	66.7	93	486.0

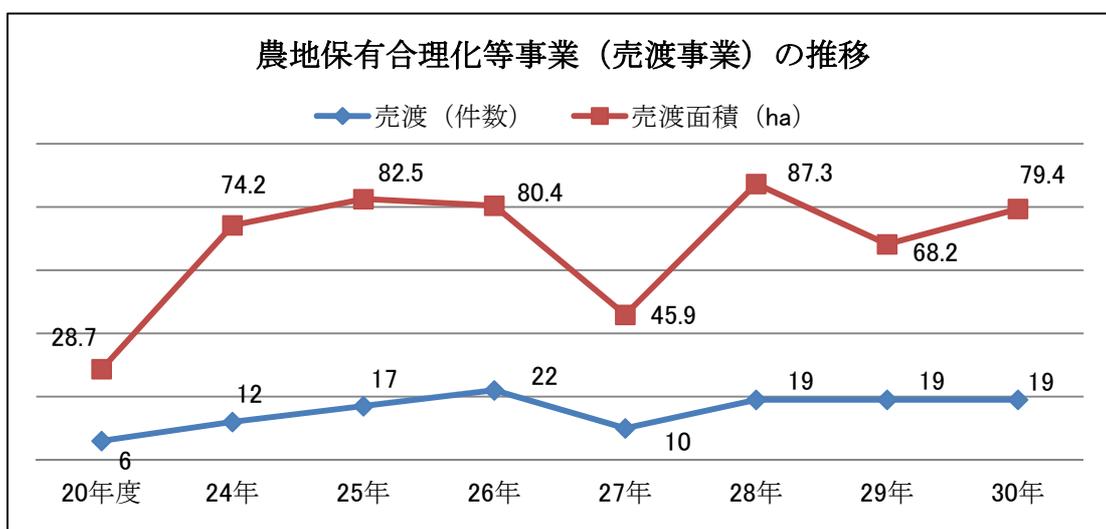
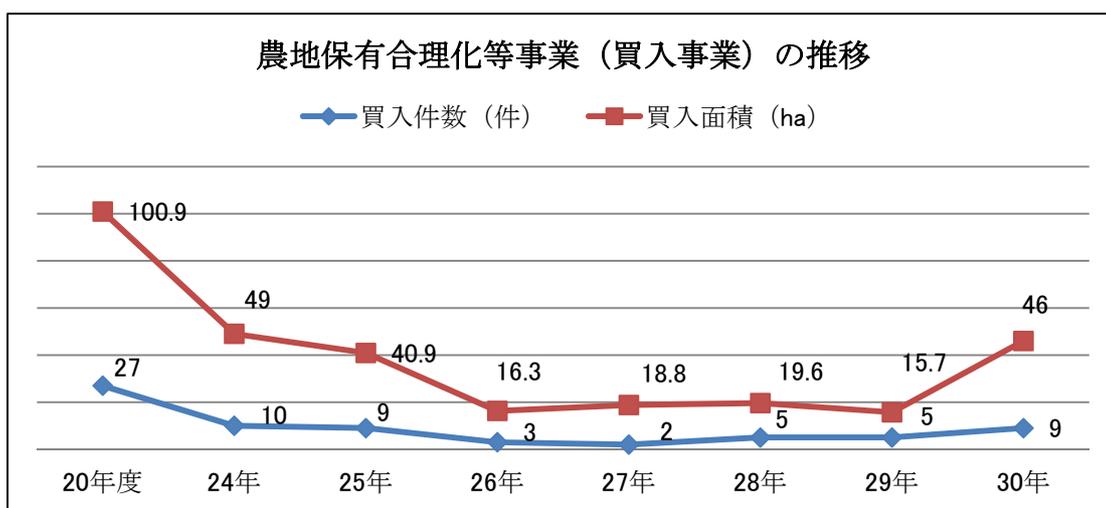
資料：由仁町農業委員会



【農地保有合理化等事業の推移】 (単位：件、ha)

区 分	農地保有合理化等事業			
	買入事業		売渡事業	
	件 数	面 積	件 数	面 積
20年度	27	100.9	6	28.7
24年度	10	49.0	12	74.2
25年度	9	40.9	17	82.5
26年度	3	16.3	22	80.4
27年度	2	18.8	10	45.9
28年度	5	19.6	19	87.3
29年度	5	15.7	19	68.2
30年度	9	46.0	19	79.4

資料：由仁町農業委員会



2 主要作物の作付と酪農・畜産の飼養頭羽数の状況

(1) 水稲

水稲は、生産調整により作付面積が変動し、平成26年度からは2,000haを下回る作付面積となり減少傾向で推移しています。

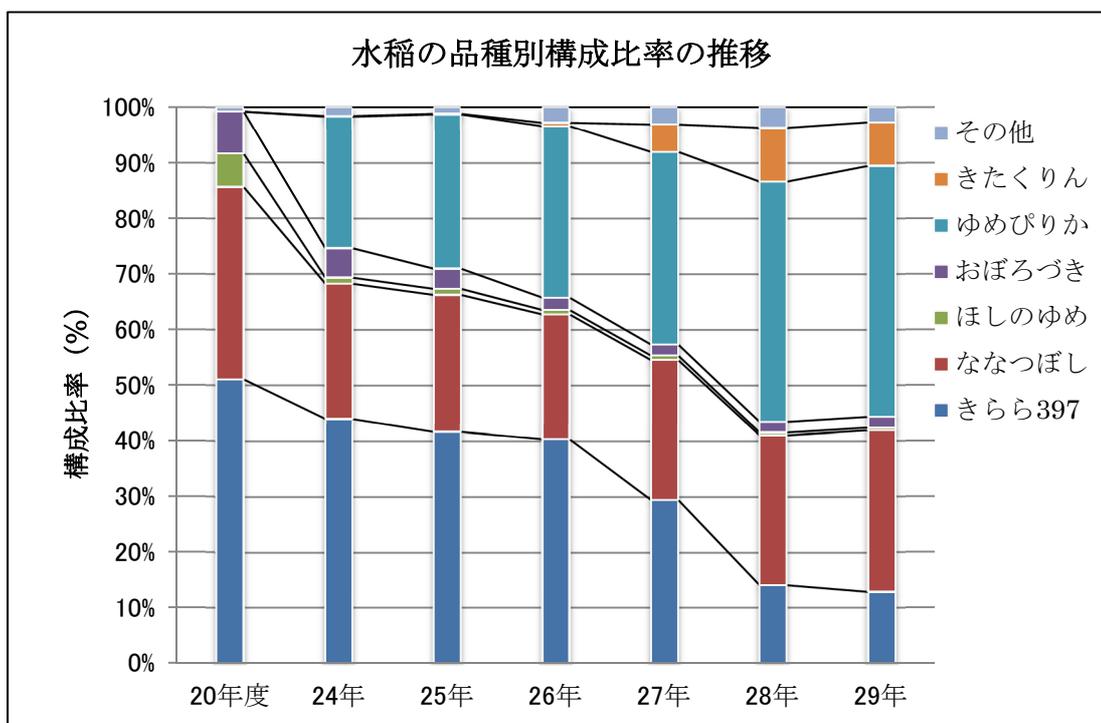
品種別では、「きらら397」、「ななつぼし」を中心に主食用うるち米が栽培されてきましたが、近年、「ゆめぴりか」、「きたくりん」の作付面積が拡大しています。

【水稲の作付状況】

(単位：ha)

区分	面積	品種別構成比 (%)						
		きらら397	ななつぼし	ほしのゆめ	おぼろづき	ゆめぴりか	きたくりん	その他
20年度	2,150	51.1	34.5	6.0	7.6	0.0	0.0	0.8
24年度	2,028	44.0	24.3	1.1	5.3	23.6	0.1	1.6
25年度	2,029	41.7	24.6	1.1	3.6	27.7	0.1	1.2
26年度	1,994	40.4	22.4	0.8	2.2	30.8	0.6	2.8
27年度	1,915	29.5	25.1	0.8	2.0	34.6	4.9	3.1
28年度	1,825	14.2	26.9	0.5	1.9	43.2	9.6	3.7
29年度	1,758	13.0	29.0	0.5	1.9	45.1	7.8	2.7

資料：由仁町産業振興課



(2) 畑作物

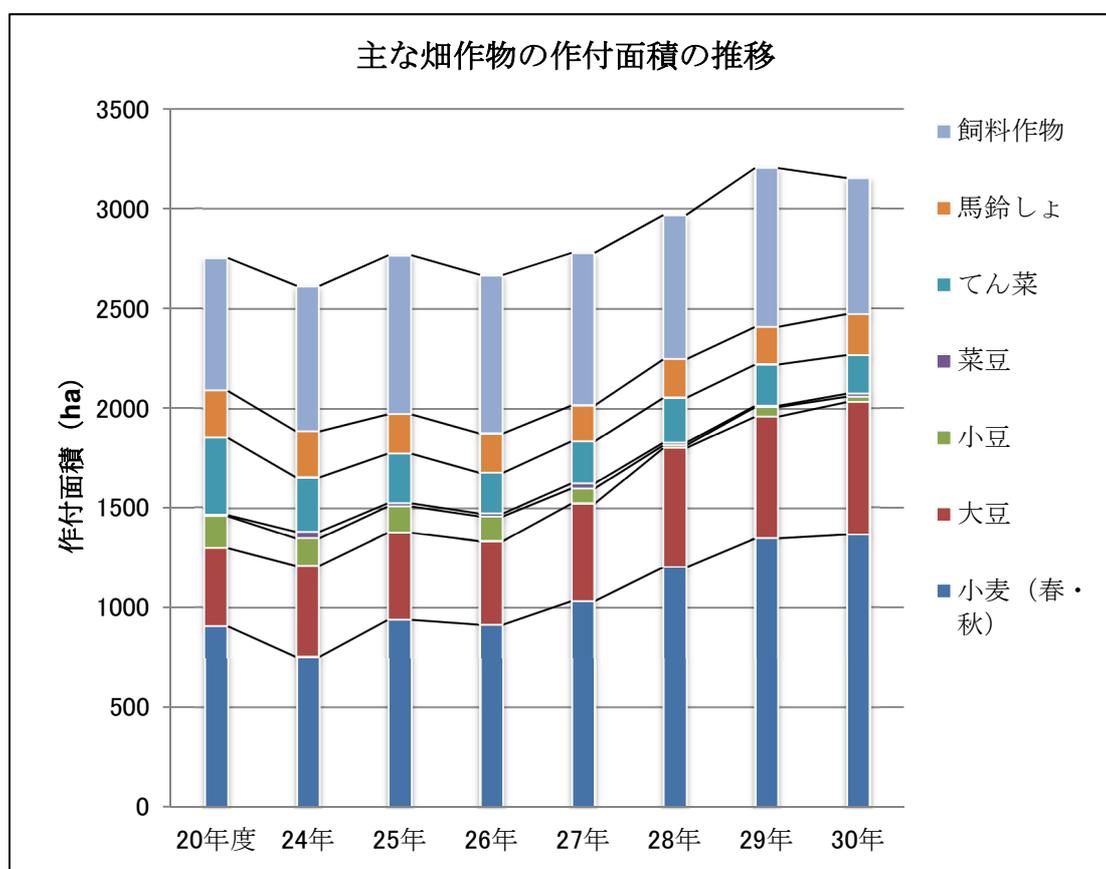
畑作物については、近年、生産調整による水田からの転作により小麦、大豆の作付面積が増加傾向にあり、小豆、てん菜は減少傾向にあります。今後も輪作体系の確立を図るため、緑肥作物の導入等による土づくりを行うことが重要です。

【主な畑作物の作付面積の推移】

(単位：ha)

区分	小麦 (春・秋)	大豆	小豆	菜豆	てん菜	馬鈴しょ	飼料作物
20年度	909	393	159	6	389	236	661
24年度	753	459	137	33	274	231	726
25年度	940	438	132	16	250	198	792
26年度	915	421	124	14	205	198	791
27年度	1,034	491	76	25	212	180	760
28年度	1,205	599	14	13	225	193	719
29年度	1,349	613	48	6	207	188	793
30年度	1,369	666	27	15	193	205	679

資料：由仁町農民協議会



(3) 野菜

野菜は、玉ねぎ、かぼちゃを中心にスイートコーン、キャベツ、ながいも、大根、ブロッコリー、アスパラなどが生産されています。

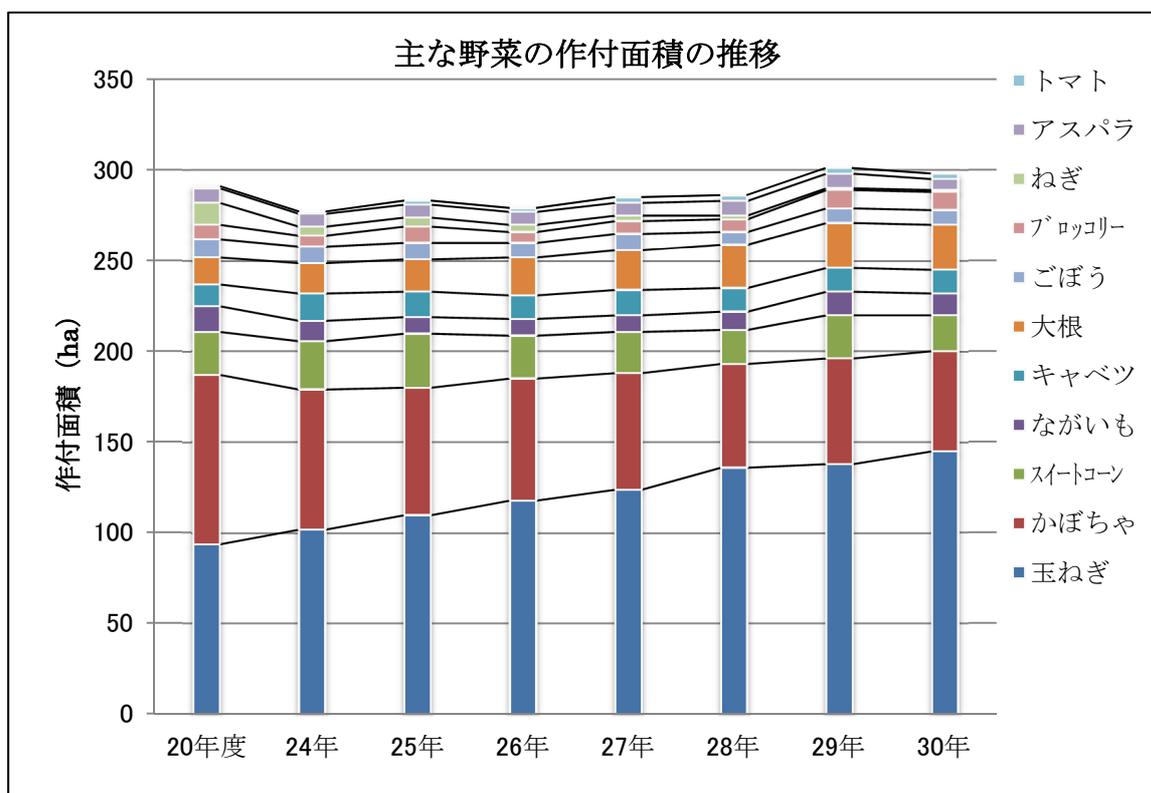
今後は、消費者や実需者のニーズに即応した高収益作物の導入を進める必要があります。

【主な野菜の作付面積の推移】

(単位：ha)

区分	玉ねぎ	かぼちゃ	スイートコーン	キャベツ	ながいも	大根	ごぼう	ブロッコリー	ねぎ	アスパラ	トマト
20年度	94	93	24	12	14	15	10	8	12	8	1
24年度	102	77	27	11	15	17	9	6	5	7	1
25年度	110	70	30	9	14	18	9	9	5	7	2
26年度	118	67	24	9	13	21	8	6	4	7	2
27年度	124	64	23	9	14	22	9	7	3	7	3
28年度	136	57	19	10	13	24	7	7	2	8	3
29年度	138	58	24	13	13	25	8	10	1	8	3
30年度	145	55	20	12	13	25	8	10	1	6	3

資料：由仁町農民協議会



(4) 果樹等

本町では、りんご、「章姫」などの高級いちご、メロン、食用ホオズキなどが栽培されており、地域の特色ある農産物として、ブランド化を進める上で重要な役割を果たすものと期待されています。

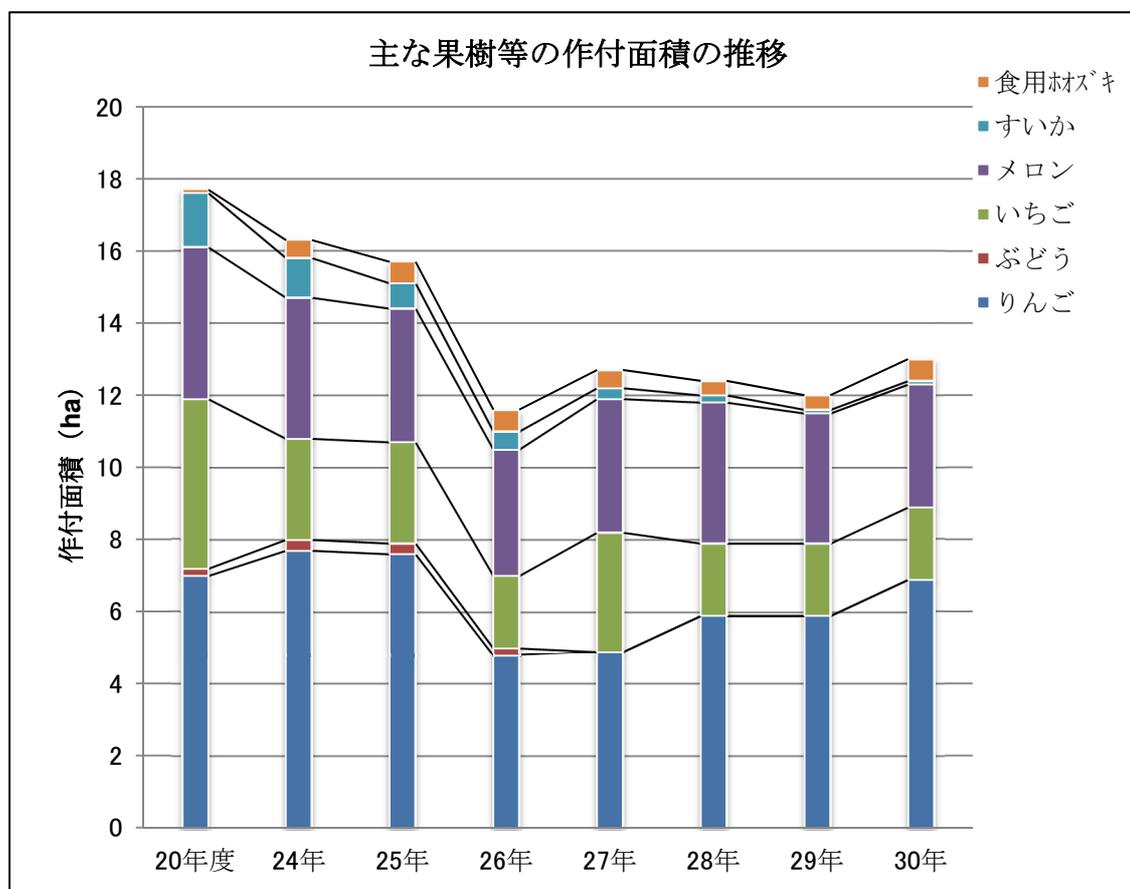
※いちご、メロン及びすいかは、学術分類上は野菜ですが、ここでは果樹等に位置付けています。

【主な果樹等の作付面積の推移】

(単位：ha)

区 分	りんご	ぶどう	いちご	メロン	すいか	食用ホオズキ
20年度	7.0	0.2	4.7	4.2	1.5	0.1
24年度	7.7	0.3	2.8	3.9	1.1	0.5
25年度	7.6	0.3	2.8	3.7	0.7	0.6
26年度	4.8	0.2	2.0	3.5	0.5	0.6
27年度	4.9	—	3.3	3.7	0.3	0.5
28年度	5.9	—	2.0	3.9	0.2	0.4
29年度	5.9	—	2.0	3.6	0.1	0.4
30年度	6.9	—	2.0	3.4	0.1	0.6

資料：特産果樹生産動態調査、由仁町農民協議会



(5)花きの作付状況

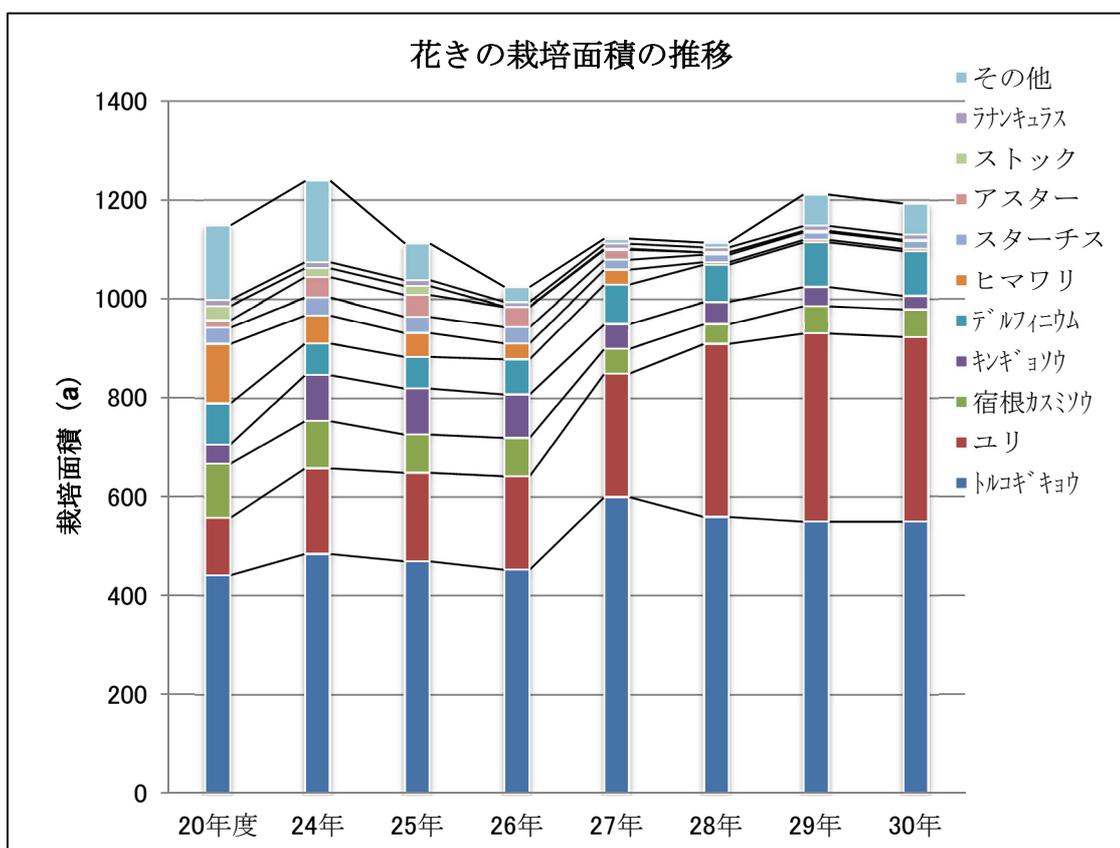
花きは、トルコギキョウ、ユリ、宿根カスミソウ、デルフィニュームなどを主体として多くの品種が栽培されており、高収益作物として水稲等との複合経営が進んでいます。

【花きの栽培面積の推移】

(単位：a)

区分	トルコギキョウ	ユリ	宿根カスミソウ	キンギョソウ	デルフィニューム	ヒマワリ	スターチス	アスター	ストック	ランキユラス	その他	計
20年度	442	116	110	39	83	120	33	15	29	12	150	1,149
24年度	485	173	96	93	64	57	36	41	18	12	164	1,239
25年度	470	179	78	93	64	48	33	44	18	12	73	1,112
26年度	453	189	78	88	71	32	33	41	1	9	29	1,024
27年度	600	250	50	50	80	30	20	20	2	10	10	1,122
28年度	560	350	40	45	75	5	15	5	0	10	9	1,114
29年度	550	381	56	38	90	5	15	3	0	10	63	1,211
30年度	550	374	56	27	90	5	15	0	3	10	63	1,193

資料：花き産業振興総合調査



(6) 酪農・畜産の飼養状況

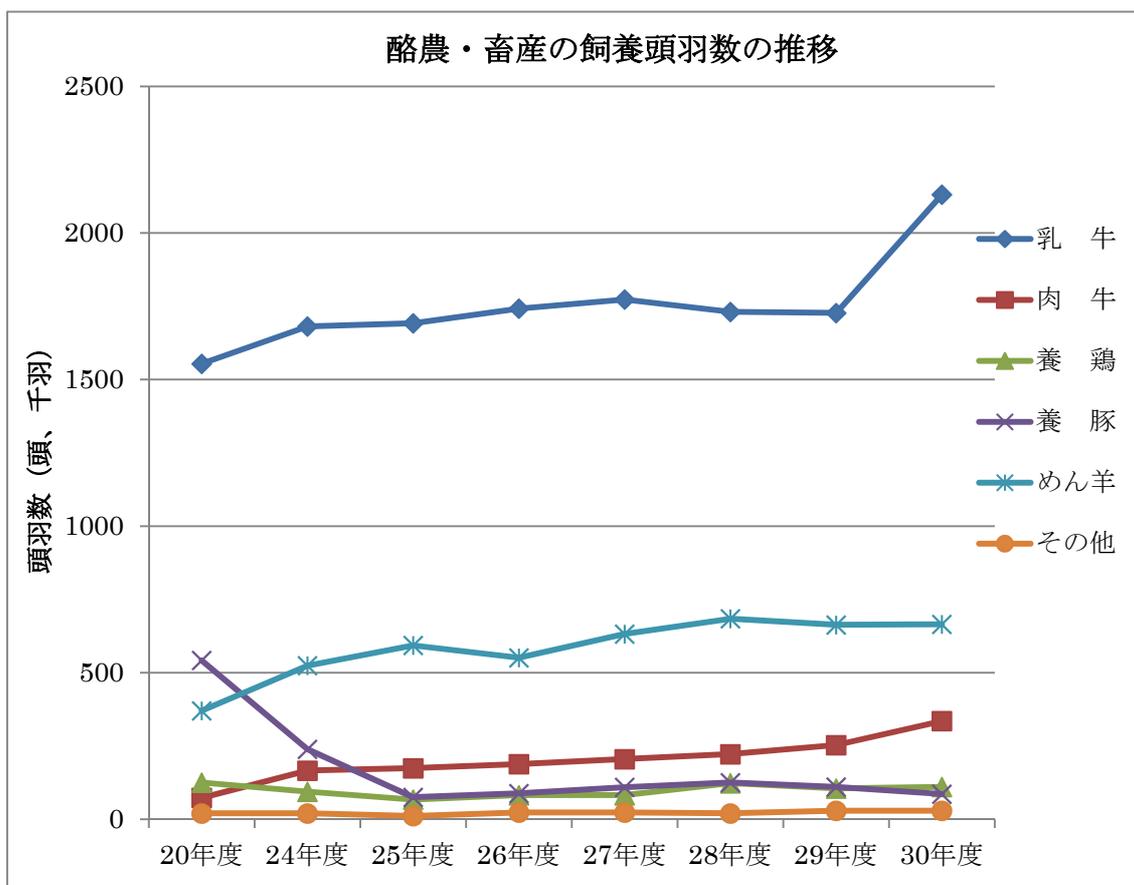
酪農・畜産の飼養頭羽数については、乳牛、肉牛、養鶏、めん羊は増加しており、養豚は減少しています。

【酪農・畜産の飼養頭羽数の推移】

(単位：頭、羽)

区分	乳牛	肉牛	養鶏	養豚	めん羊	その他
20年度	1,554	73	124,993	542	370	20
24年度	1,681	166	94,120	239	524	20
25年度	1,692	174	66,575	75	593	11
26年度	1,742	188	81,995	88	551	23
27年度	1,773	205	82,036	109	632	23
28年度	1,731	222	122,573	125	684	20
29年度	1,727	253	104,582	110	663	29
30年度	2,131	335	109,650	86	665	29

資料：由仁町産業振興課



3 米の生産調整（生産の目安）の状況

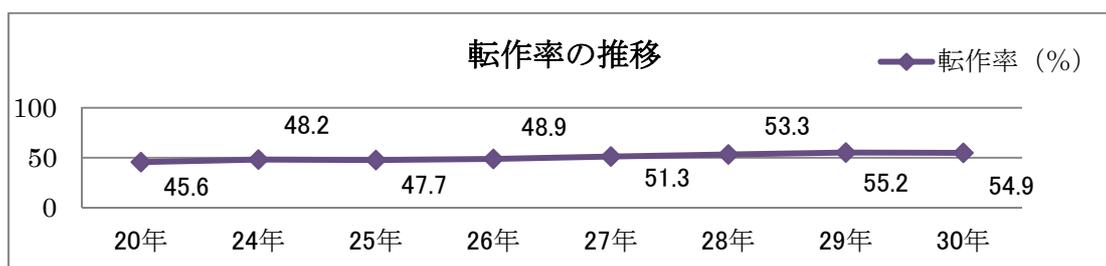
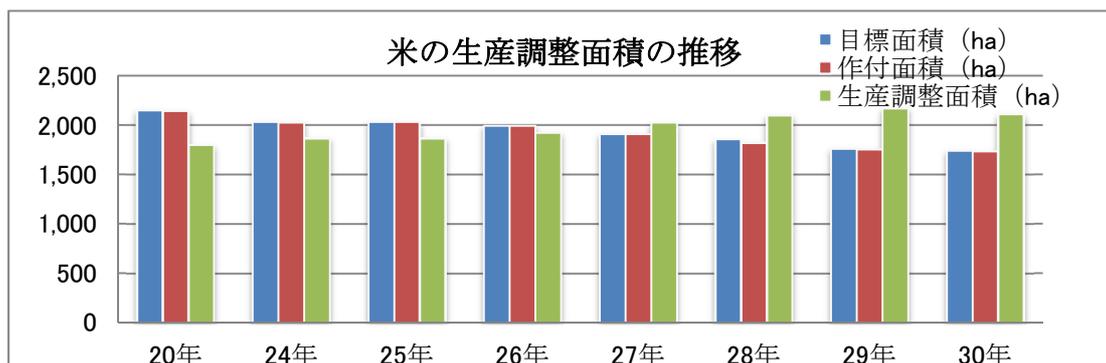
米の生産調整（転作）については、平成16年度から「米政策改革大綱」に基づく改革が行われ、それまでの一律的な生産調整から農業者・農業団体が主体的に需給調整を行うシステムに移行されました。本町においても、毎年、国から道、道から町、町から農業再生協議会に提示される需要量に関する情報（生産の目安）に基づき、地域において生産の目安を設定し、市場重視の考え方に立った売れる米の生産を推進しています。

【米の生産調整の推移】

区 分	目標数量 (t)	目標面積 (ha)	作付面積 (ha)	達成率 (%)	実施戸数 (戸)	生産調整 面積 (ha)	転作率 (%)
20年度	10,881	2,150	2,139	99.5	396	1,796	45.6
24年度	10,311	2,030	2,028	99.9	262	1,866	48.2
25年度	10,314	2,030	2,029	99.9	259	1,866	47.7
26年度	10,128	1,992	1,992	100.0	252	1,920	48.9
27年度	9,748	1,910	1,910	100.0	245	2,022	51.3
28年度	9,501	1,855	1,820	98.1	235	2,099	53.3
29年度	9,025	1,759	1,754	99.7	227	2,170	55.2
30年度	9,006	1,742	1,731	99.3	223	2,108	54.9

資料：由仁町水田農業ビジョン推進協議会（16年～22年度）、由仁町戸別所得補償制度等推進委員会（23年～24年度）、経営所得安定対策等推進委員会（25年～）

※目標数量、面積については、30年度から「生産の目安」

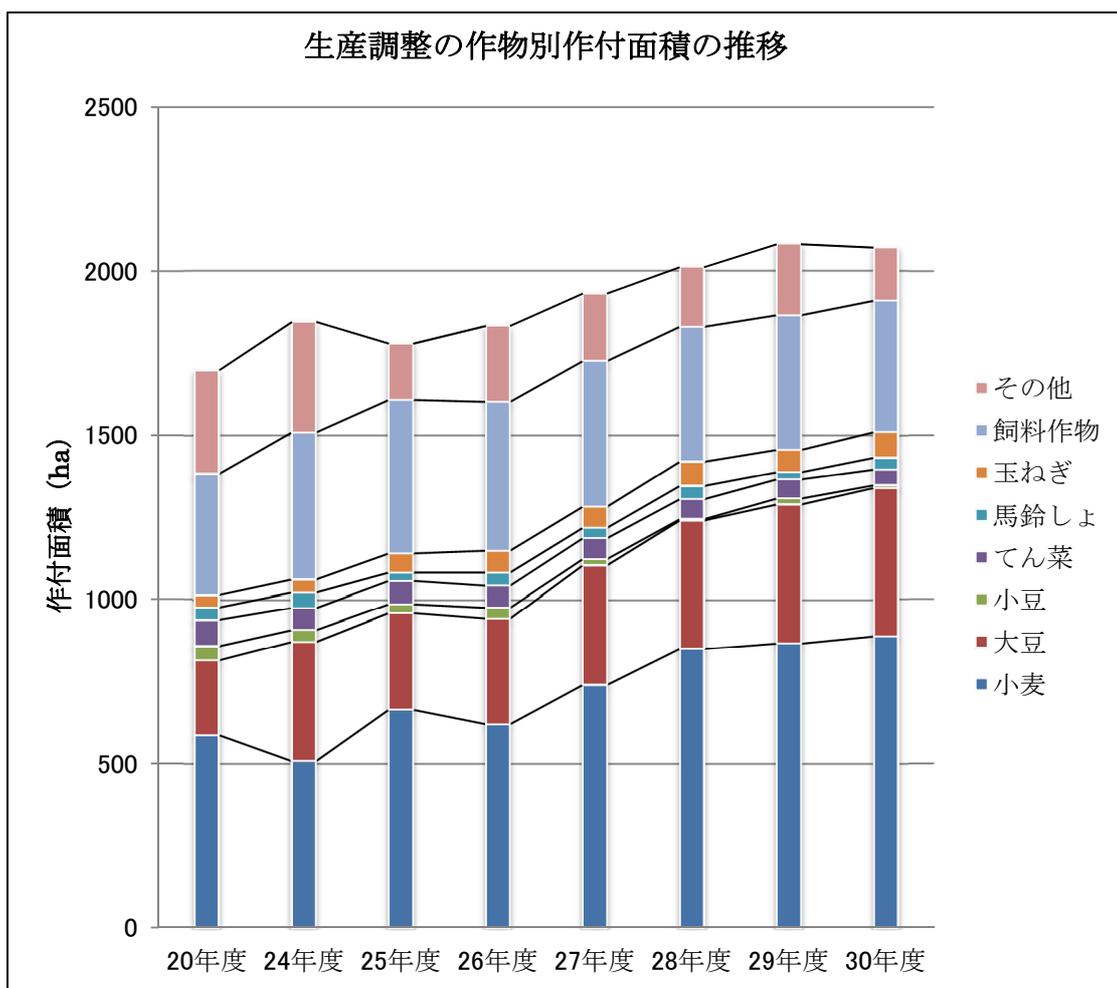


【生産調整の作物別作付面積の推移】

(単位：ha)

区分	小麦 (春・秋)	大豆	小豆	てん菜	馬鈴 しょ	玉ねぎ	飼料 作物	その他	計
20年度	589	227	44	79	39	37	368	315	1,698
24年度	510	363	36	67	47	39	447	336	1,778
25年度	666	294	28	70	25	58	467	171	1,779
26年度	622	321	34	66	40	66	453	231	1,833
27年度	741	364	19	63	32	64	443	206	1,932
28年度	851	390	4	61	40	74	410	182	2,012
29年度	868	422	18	58	22	68	409	217	2,082
30年度	890	450	8	48	36	78	399	163	2,072

資料：由仁町水田農業ビジョン推進協議会（16年～22年度）、由仁町戸別所得補償制度等推進委員会（23年～24年度）、経営所得安定対策等推進委員会（25年～）



4 農業産出額

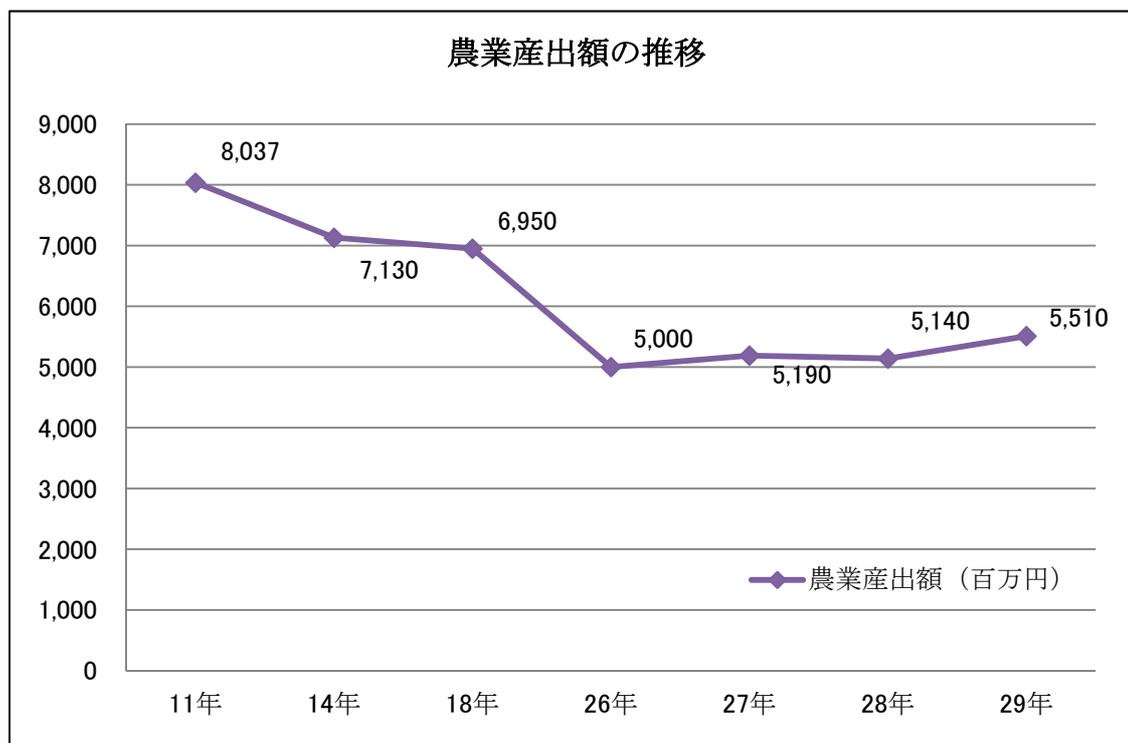
農業産出額は、平成11年には80億3千7百万円でしたが、農家戸数の減少などにより、平成29年には55億1千万円まで減少しました。

【農業産出額の推移】

(単位：百万円)

区分	農業 産出 額	耕 種						畜産物		
		計	米	畑作 物	野菜	花き	その 他	計	乳用 牛	その 他
11年	8,037	5,746	3,238	1,019	1,102	144	261	2,273	514	1,759
14年	7,130	5,140	2,260	1,180	1,030	220	450	1,990	540	1,450
18年	6,950	5,160	2,090	1,180	1,220	310	360	1,790	540	1,250
26年	5,000	4,120	1,910	690	1,110	180	230	880	810	70
27年	5,190	4,230	1,940	760	1,140	180	210	970	890	80
28年	5,140	4,080	1,860	710	1,150	170	190	1,060	970	90
29年	5,510	4,410	2,070	800	1,120	190	230	1,110	1,020	70

資料：平成11・14・18年 北海道農林水産統計年報、平成26～29年 農林水産統計
 ※北海道の農林水産統計年報は平成18年で調査を終了しており、平成26年度以降は農林水産省が農林業センサス結果を基に推計した資料から記載。調査方法が項目により異なるため、数値に開きがある。



5 環境と調和した農業の取組状況

(1) クリーン農業の取組状況

YES!clean登録生産者集団数は、20年度には7集団でしたが、その後減少に転じています。

【YES!clean登録生産者集団数の推移】 (単位：集団)

区 分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
登録集団数	7	3	3	3	3	3	3	3

資料：そらち南農業協同組合

(2) エコファーマーの認定状況

環境保全に配慮した農業生産方式を導入する計画を作成し、北海道知事から認定を受けたエコファーマーの経営体数は、平成25年に70経営体でしたが、平成30年度は22経営体と減少しており、高齢化や離農による減少が進んでいます。

【エコファーマーの認定数の推移】 (単位：経営体)

区 分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認定経営体数	25	70	70	45	36	36	22	22

資料：由仁町産業振興課

(3) 環境保全型農業直接支援対策等の取組状況

化学肥料や化学合成農薬を削減し、緑肥作物の導入や堆肥等有機質の適正施用など、環境への負荷を低減する環境保全型農業に取り組む経営体は、平成27年まで増加傾向でしたが、現在は20経営体で推移しています。

【環境保全型農業直接支援対策等の取組経営体数の推移】 (単位：経営体)

区 分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
農地・水保全管理 支払対策	10	—	—	—	—	—	—	—
環境保全型農業直 接支援対策	—	28	18	19	26	22	24	20

資料：由仁町産業振興課

6 グリーン・ツーリズム等の取組状況

(1) 農家による農業体験・宿泊体験の受入れ状況

町内農家で構成する由仁町グリーン・ツーリズム推進協議会を実施主体として、道外の高校生を中心に受入れ、農業体験や宿泊体験を行っています。

【農業体験・宿泊体験の受入れ状況の推移】

(単位：経営体、件、人)

区 分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
取組経営体数	10	10	18	15	13	11	11	10	
受 入 件 数	農業体験件数 (人数)	5 (113)	4 (76)	17 (78)	19 (70)	23 (111)	20 (339)	17 (256)	—
	宿泊体験件数 (人数)	—	15 (159)	40 (154)	33 (131)	40 (156)	27 (108)	22 (96)	19 (95)

資料：教育旅行受入状況調査

(2) 農家によるアグリビジネスの取組状況

農家によるアグリビジネスの取組は、少数にとどまっており、都市に近い有利性を活かしてさらに取組を進める必要があります。

【農家によるアグリビジネスの取組状況 (30年度)】

(単位：件)

区 分	ファームイン	農家レストラン	農業体験	観光農園	加工体験	直 売
施設数	5	5	10	5	2	15

資料：由仁町産業振興課

7 鳥獣による農作物への被害状況

エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農作物への被害は、平成20年度から急増し、駆除対策等の実施により、被害額は徐々に減少してきていますが、今後も近隣市町と連携し、被害防止に向けた対策を講じる必要があります。

【鳥獣による農作物への被害状況の推移】

(単位：千円)

区 分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
エゾシカ	8,561	5,580	8,879	6892	4,658	6,482	4,054	5,059
アライグマ	1,390	830	17	218	145	647	1,057	147
キツネ	1,322	0	0	0	20	567	5	1,294
カラス	1,022	1,050	100	0	23	247	5	430
ハ ト	724	0	0	0	437	250	7	8
計	13,019	7,460	8,996	7,110	5,283	8,193	5,128	6,938

資料：由仁町産業振興課

第4章 由仁町農業・農村の主要課題

1 農業経営の体質強化

本町では、水稻を基幹作物として、小麦などの畑作物や野菜を中心に果樹・花き等の施設園芸作物や酪農・畜産など多様な農畜産物が生産されてきましたが、農業経営を取り巻く環境は、安価な輸入農畜産物及び加工品の流入や少子・高齢化による国内需要の縮小により産地間競争が激化する中で、肥料や燃油などの生産資材も高止まりとなっており、厳しい状況におかれています。

このような状況にあって、農業所得を安定的に確保していくためには、需給バランスに応じた安全・安心で高品質な農畜産物を生産するとともに、経営の複合化や多角化、低コスト化、さらには競争力を高める品種や生産技術の導入を図る必要があります。

2 担い手の育成・確保

本町の農家戸数及び農業就業人口は年々減少を続け、農業従事者の高齢化が進行するとともに、深刻な後継者不足となっていることから、農家子弟や新規参入者など、多様な人材による新規就農を促進するとともに、認定農業者や農業生産法人など地域の中心となる経営体を育成・確保する必要があります。

3 農業経営支援システムの構築

高齢化の進行や労働力不足に対応するとともに、機械・施設投資の抑制を図るため、コントラクターなどの農作業受委託組織や酪農ヘルパーの育成・確保など、集落営農を支えるシステムづくりを進める必要があります。

4 優良農地の確保と適切な利用の促進

農業生産の基本となる優良農地を確保し、担い手による有効利用を図るためには、関係機関・団体が連携して農地情報の共有化を図り、適切な利用調整や農地中間管理事業、農地保有合理化等事業の活用により、地域の中心となる経営体への利用集積を推進する必要があります。

5 農業生産基盤の整備と保全管理

農作物の収量・品質の向上、大型機械の導入による農作業の効率化を図るとともに、低温や長雨などによる冷湿害を軽減するため、区画整理や暗渠排水などの整備を推進する必要があります。また、経年変化により機能低下した農業水利施設等の計画的な改修を行うとともに、適切な保全管理を行う必要があります。

6 「食」の安全・安心に向けた取組の強化

消費者の「食」の安全・安心に対する関心が高まる中で、消費者に信頼される食料を安定的に生産・供給していくため、クリーン農業や有機農業を推進するとともに、農業

生産段階における工程管理手法（GAP：Good Agricultural Practice。以下、GAPという。）の導入や適正な食品表示及び各種認証制度の普及・啓発、さらには、直売市の開催など生産者と消費者の「顔が見え、対話ができる」関係づくりなどの取組を促進する必要があります。

7 農畜産物のブランド化

経済のグローバル化により、市場競争が激化する中、農畜産物の付加価値を高め、他産地との差別化を図るためには、地域の特色ある農畜産物を活用した加工食品の開発など、農・商・工の連携による6次産業化を推進するとともに、道内はもとより首都圏も視野に入れたPR活動を展開し、消費者に愛される「由仁ブランド」の確立・普及を図ることが重要です。

8 都市と農村の交流の促進

少子・高齢化や都市への人口流出により、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念されることから、都市や空港に近い恵まれた立地条件や新鮮な農畜産物、美しい農村景観等を活かしたファームインや農家レストランの開設など、アグリビジネスやグリーン・ツーリズムにより都市住民との交流を促進し、地域経済の活性化を図ることが期待されています。また、美しい農村景観を守るため、地域住民が共同で農村環境の保全に取り組むことが求められています。

9 食育や地産地消の推進

地域の「食」を楽しみ、文化を学ぶことにより、農業や「食」の大切さへの理解を深める食育の取組を進めるとともに、「やっぱり由仁のものがいい条例」に基づき、地元で生産される農畜産物や加工品などの価値を再認識し、利用を促進する地産地消の取組を進めることが必要です。

10 鳥獣による農業被害対策の強化

エゾシカやアライグマなどの鳥獣による農作物への被害が拡大しており、近隣市町と連携し、駆除活動や侵入防止柵の整備、農家等による狩猟免許取得の促進など被害防止に向けた対策の強化が重要となっています。

11 特定家畜伝染病への対応

国際化が進み、飼料・家畜・畜産物などの流通が活発になることで、特定家畜伝染病の侵入が危惧されることから、日常の衛生管理の徹底、的確な予防接種、発生予防のための検査を実施するなど発生に備えた防疫体制の整備が重要となっています。

第5章 由仁町農業・農村が持続的に発展するための基本方針と展開方向

本町の農業・農村は、第4章で述べたように多くの課題を抱えていることから、以下に掲げる4つの基本方針のもと、農業・農村の持続的発展を目指して取組を展開していくこととします。

基本方針Ⅰ 「もの」づくり

北海道の南西部、空知管内の最南端に位置し、積雪が少なく、比較的温暖で恵まれた自然条件を活かし、安全・安心な農畜産物を安定的に生産・供給するとともに、高品質で収益性の高い「由仁ブランド」を確立し、道内はもとより首都圏も視野に入れ、広くPRすることにより、消費者に信頼され、愛されるものづくりを目指します。

1 安全・安心で高品質な食料の安定供給

(1) 稲作の体質強化

- ア 消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本として、YES! clean米をはじめとする安全・安心で良質・良食味な米の安定生産を推進します。
- イ 地域に適合した安定生産技術の確立を図るとともに、水稻直播栽培、無代かき等の新たな技術の導入を推進します。
- ウ 土づくりや栽培技術の向上などを通じて、「ゆめぴりか」など付加価値の高いブランド米の生産を推進します。

(2) 輪作体系の確立による畑作の振興

- ア 実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の確立を図るため、緑肥作物の導入や堆肥等の活用による土づくりを推進します。
- イ 先進技術を活用した省力化・低コスト化に向けた取組を推進します。
- ウ 品種、土壌等に応じた適切な施肥、栽培管理、適期収穫などの栽培技術の向上や多収で病害虫に強く、高品質な品種の導入を促進します。
- エ 種馬鈴しょや小麦などの種子生産地として、法令等に基づいた適正な防疫及び検査の実施を推進します。

(3) 野菜・果樹・花きの振興

- ア 野菜については、需給動向による影響を受けやすく、価格が不安定なため、収益性が高い品目の安定生産と製品率の向上を推進します。
- イ 果樹については、需要動向に即した品目・品種への改植や高品質で付加価値の高い果実の安定生産を推進します。
- ウ 花きについては、一大産地としての市場評価をさらに向上させるため、多様化する需要動向に的確に対応した高品質な花きの安定生産を推進します。

エ 施設園芸については、近年、暖房コストが高騰するなか、海外からの花・野菜を中心とした輸入圧力も高まっており、低コスト化技術、高付加価値化技術の普及を図り、収益性の高い施設園芸を推進します。

(4) 酪農・畜産の振興

ア 家畜の疾病を予防するため、家畜伝染病予防法のほか、平成31年4月に策定した「由仁町特定家畜伝染病防疫対応マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底や適切な飼養管理により、安全で良質な農畜産物を安定的に生産するとともに、低コスト化を推進します。

イ 耕種農家との連携を深め、家畜排せつ物の有効活用と堆肥の還元により、環境に負荷をかけない循環型農業を推進します。

ウ 飼料生産基盤の計画的な整備や効率的な飼料生産を行うためコントラクターなどの飼料生産組織の育成・支援など、自給飼料の増産対策の取組を推進します。

(5) 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

ア G A Pの導入を進め、生産段階における衛生管理を促進します。

イ YES! cleanや有機J A Sなどの表示に関する関係法令等の普及・啓発に努め、適正な表示や各種認証制度の普及を促進します。

ウ 直売市などの開催により、農畜産物の消費拡大を図るとともに、生産者と消費者の「顔が見え、対話ができる」関係づくりを促進します。

(6) 農畜産物の付加価値向上による「由仁ブランド」の確立と普及

ア 農畜産物の付加価値を高めるため、新たな地域資源の掘り起こしによる商品開発など、農・商・工の連携による6次産業化を推進し、安全で高品質な「由仁ブランド」の確立を図ります。

イ 「由仁ブランド」の認知度を高めるため、「やっぱり由仁のものがいい条例」に基づき、町民や生産者、事業者、経済団体及び町が連携し、道内はもとより首都圏も視野に入れ、消費者や実需者に向けた積極的な情報提供やP R活動を推進します。

2 農業の持続的発展に向けた体質強化

(1) 農業経営の体質強化

ア 国の農業政策に的確に対応し、地域の実情に即した制度の適切な運用を図るなど、農業経営の安定と経営体の体質強化を推進します。

イ 地域農業を支える経営体の体質強化と農業経営の安定による強い農業構造を確立するため、制度資金の的確かつ円滑な融通を図るとともに、担い手の規模拡大や新たな経営展開等に向けた取組への支援を推進します。

(2) 地域農業を担う経営体の育成

- ア 効率的かつ安定的な経営体の育成・確保を図るため、地域農業を担う認定農業者の育成・確保、経営改善に向けた取組へのフォローアップ、農業経営の法人化等を推進します。
- イ 地域の特性を活かした新たな作物の導入や農畜産物の加工など経営の複合化、多角化に向けた取組を促進します。
- ウ 認定農業者、集落営農等の地域の中心となる経営体に対する農業機械・施設の整備等のハード面の支援を推進します。

(3) 農業経営支援システムの整備

- ア 経営体の労力負担軽減や機械・施設投資の抑制などによる経営の安定化を図るため、コントラクターなどの農作業受託組織の育成や確保を推進します。
- イ 酪農ヘルパー制度の適切な運営を図るため、酪農ヘルパー組織の運営やヘルパー要員の育成・確保などの支援を推進します。

(4) 鳥獣被害防止対策の推進

- ア エゾシカなど鳥獣による農業被害の防止を図るため、駆除活動や農用地への侵入防止柵の整備、生産者等の狩猟免許取得の促進に向けた取組を推進します。
- イ 近隣市町や関係機関と連携し、生息調査や計画的・効率的な捕獲活動の実施等により、エゾシカによる被害の軽減を図ります。

(5) 新品種や新技術の導入とその普及

- ア 農業改良普及センター、試験研究機関、農協及び民間企業等と連携し、生産性や品質の向上など、競争力を高める品種や生産技術等の導入とその普及を推進します。
- イ 安全で良質な農畜産物を供給するため、消費者と食関連産業の視点に立ち、残留農薬などの有害物質を蓄積させない生産技術や検査体制の確立を推進します。

3 環境と調和した農業の推進

(1) クリーン農業等の推進

- ア 環境との調和に配慮したクリーン農業技術の導入を促進し、YES!clean登録生産集団・作物の拡大を図るとともに、クリーン農業に対する消費者の理解を深めるための取組を推進します。
- イ 化学肥料や化学合成農薬を削減し、緑肥作物の導入や堆肥等有機質の適正施用など、環境への負荷を低減する取組を支援するとともに、エコファーマーの育成を推進します。
- ウ 有機質資源を活用した地域資源循環型の有機農業を推進します。

エ 家畜排せつ物の適正処理と活用を図り、環境と調和した自然循環型畜産を推進します。

(2)環境に配慮した取組の推進

ア 家畜排せつ物や稲わら等を堆肥として活用するとともに、エネルギー資源としての有効活用を図るための新技術の導入を推進します。

イ リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、排出量の抑制に向けて生分解性資材等の普及を推進します。

基本方針Ⅱ 「人」づくり

先人たちが不屈の精神で切り拓いた大地によって育まれた人々が、生き生きと活動できる環境をつくるとともに、将来にわたり農業・農村を支えていく意欲と能力のある多様な人材の育成・確保を図り、ひとりひとりの個性が輝く人づくりを目指します。

1 農業生産や地域活動を担う人材の育成

(1)農業後継者の育成

ア 学校給食等における地産地消の取組や農作業体験等による食育の取組を通じ、幼児、児童及び生徒の農業・農村に対する理解を促進します。

イ 農業・農村を担う優れた人材を育成するため、道や北海道農業担い手育成センター等と連携し、農業大学校入学に係る支援措置の紹介など、就農への動機づけを推進します。

ウ 農家子弟の就農を促進するため、農業経営の継承を円滑に進めるための情報提供や相談活動を推進します。

(2)新規参入者の就農促進

ア 農業従事者以外の人に農業の役割、魅力を発信するとともに、新規参入者が希望する多様な経営体に関する情報提供や相談活動を推進します。

イ 北海道農業担い手育成センター等と連携し、新規参入希望者を研修生として受け入れる農家の紹介や住居のあっせんなど、生活に必要な情報の提供を行うとともに、青年農業者等との交流を促進し、新規参入者の就農を促進します。

(3)就農後の経営安定や定着に向けた取組の推進

ア 担い手の経営管理能力の向上を図るため、農業改良普及センター等と連携し、指導農業士・農業士等による研修会などを開催するとともに、青年農業者の交流や研修活動を促進します。

イ 就農を支援する制度資金の融通や国の支援制度の活用など、円滑な新規就農と経営の安定に向けた取組を推進します。

ウ 就農者が就農後も安定的に営農活動や農村生活を営むため、農業改良普及センター、農協等と連携し、巡回指導や相談体制の強化を推進します。

(4) 女性の活力を生かせる環境づくり

ア 農業改良普及センターや農協等と連携し、女性農業者に対する経営管理能力や農業生産、加工・販売等の技術習得のための研修会の開催や情報提供を行い、女性農業者の経営参画や起業等を促進します。

イ 女性の活力を農業・農村の活性化に活かせるよう、意欲のある女性農業者の指導農業士・農業士への育成や知識や経験が豊富な女性農業者の各種委員会等の委員への登用を推進します。

(5) 高齢者の活躍できる場づくり

ア 高齢者の有する豊富な知識や経験、技術を農業生産や地域活動に活かせるよう、高齢者の体力に合った農作物の導入や直売市の開催など高齢者が生き生きと活躍できる場づくりを推進します。

イ 高齢者による農畜産物の加工や稲わら、ハーブなどの地域資源を活用した伝統工芸品の製作を奨励するとともに、イベント等での展示・販売を行うことにより、高齢者の生きがいづくりや伝統文化の継承を推進します。

基本方針Ⅲ 「基盤」づくり

農業生産の基本である農地や農業水利施設等の適切な保全管理及び農業生産力の強化に向けた整備を進めることとし、排水対策の推進、更新期を迎える基幹水利施設の計画的な改修・更新、作業効率の向上に資するほ場の大区画化など、生産性の高い基盤づくりを目指します。

また、認定農業者や農業生産法人などの育成・確保とこれら地域の中心的な担い手への農地の利用集積を推進し、優良農地の確保と最大限の利活用を目指します。

1 農業生産を支える基盤づくり

(1) 農業生産基盤整備の推進

ア 水田における排水対策やほ場の大区画化、農業水利施設の整備、畑作における排水対策、区画整理などの整備を推進するとともに、生産効率や農作物の輸送効率向上のための農道の整備を推進します。

イ 農地の状況や営農形態等に応じた弾力的な整備を進めるとともに、新たな整備手法の導入等による低コストの農業生産基盤整備を推進します。

(2) 農地や農業用施設の適切な保全管理

- ア 国土や自然環境の保全、災害の防止など農地や農業水利施設等の多面的な機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を推進します。
- イ 農地や農業用水利施設等の災害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、土地改良区等と連携し、農地や施設の機能回復、防災施設の整備並びに適切な管理を行います。

2 優良農地の確保と適切な利用の推進

(1) 優良農地の確保

- ア 平成21年12月に施行された改正農地法の適正運用に努めるとともに、優良農地の確保や耕作放棄地の発生抑制に向けた取組を推進します。
- イ 関係機関・団体が連携して農地情報の共有を図り、農地の農用地区域への編入及び除外の抑制に向けた取組を推進します。

(2) 担い手への農地の利用集積

- ア 地域の中心となる担い手への農地の利用集積を促進するため、農業委員会等の各種活動を通じた農地の利用調整や、農地中間管理機構（農地集積バンク）による農地の集積・集約化を推進します。
- イ 担い手による農地の有効利用を図るため、農業生産基盤整備事業等の実施を契機とした農地の利用集積や換地による農地の集団化を推進します。

基本方針Ⅳ 「地域」づくり

大消費地札幌市や北海道の空の玄関口・新千歳空港に近接した立地条件や、国内最大級の英国風庭園「ゆにガーデン」、温泉宿泊施設「ユニニの湯」、ゴルフ場、キャンプ場などの観光資源を有する有利性を活かし、新鮮な農畜産物や美しい農村景観などの豊富な地域資源を活用したアグリビジネスや6次産業化の取組等を促進し、都市と農村の交流を通じた地域おこしを行うとともに、農村環境の整備を推進し、豊かで活力に満ちた地域づくりを目指します。

1 地域資源を活用した6次産業化やグリーン・ツーリズムの推進

(1) 農業の6次産業化の推進

- ア 新鮮な農畜産物や美しい農村景観を生かした、直売や加工・販売、ファームレストランの開設など、農業者によるアグリビジネスの取組を推進します。
- イ 農業と食品製造業や流通業、観光などの関連産業が結びついた新製品やブランドの開発、販路拡大など、農業を核とした6次産業化の取組を推進します。

(2) グリーン・ツーリズムの推進

- ア 都市と農村の交流を促進するため、近隣市町や関係団体と連携し、農作業体験やファームインなどの受け入れ体制の整備を推進します。
- イ 農村を訪れる旅行者の多様なニーズに対応するため、観光事業者等と連携し、地域の食や文化、農作業体験などの情報発信や旅行商品化を促進します。

2 食育や地産地消の取組の推進

(1) 学校給食や農作業体験等を通じた食育の推進

- ア 地元で生産される旬の農畜産物や加工品を活用した学校給食を通じ、子どもたちが農業や食の大切さへの理解を深めるための取組を推進します。
- イ 田植えやたらい稲づくりなどの農作業体験や収穫物を使った加工体験などにより、児童・生徒の農業や「食」を通じた伝統文化への理解を促進します。

(2) 「やっぱり由仁のものがいい」条例に基づく地産地消の推進

- ア 小・中学校、保育所をはじめとする町内の公共施設、飲食店、製造業などでの地域食材の活用を促進することにより、地産地消を推進します。
- イ 直売市などの実施により、地域住民に対する地元農畜産物や加工品の商品価値や認知度を高め、地産地消を推進します。

3 快適で豊かな農村環境の整備

(1) 農村環境の整備

- ア 道路や情報通信ネットワークなどの整備により、快適で安全な生活環境づくりを推進します。
- イ 農業集落排水や合併浄化槽の整備により、農村地域の生活排水対策を推進します。

(2) 農村景観の保全

- ア 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域住民が共同で行う農地や水路等の管理や保全、農村環境の向上のための活動を推進します。
- イ 各種団体等が取り組む植栽運動を支援し、花やハーブを活用した農村景観の整備を促進します。

<用語解説>

◆食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年施行)の目的を達成するための政策枠組みで、同法第15条に基づく。食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12年3月に初めて策定され、現行計画は、平成27年3月に見直しが行われた。

◆農業の多面的機能

農産物以外に、生産活動によって社会に役立つ有形・無形の価値が生み出されること。水資源涵養(かんよう)や土石流防止などの環境保全機能、生物の多様性保持に貢献する生態系保全機能、景観保全や安らぎの提供などのアメニティー維持機能、自然・環境教育の場や農村文化を提供する社会的文化的機能、雇用機会の提供、地域社会の維持などの地域経済維持機能などに分類できる。

◆農業者戸別所得補償制度

米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。農家の経営を支援することで、自給率向上などを図る狙いがある。民主党政権下で平成22年度から導入された。政権交代に伴い、平成25年度は名称を「経営所得安定対策」に変更して実施された。

◆TPP(環太平洋パートナーシップ協定)

環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定。原則として全品目の関税を撤廃する。シンガポール・ニュージーランド・チリ・ブルネイ4か国が締結したP4協定を拡大するもので、オーストラリア・ペルー・ベトナム・米国・マレーシア・メキシコ・カナダ・日本を加えた12か国が交渉を行う。日本は平成25年7月から交渉に参加。2018年12月に発行。(発行時は11か国)

◆開発途上国

経済発展・開発の水準や一人あたりの国民所得が先進国に比べて低く、社会資本の蓄積が小さく、消費生活水準が低いなど発展の余地のある国。アジア、アフリカ、ラテンアメリカの国々に多く、一般的には経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が作成する「援助受取国・地域リスト」（DACリスト）第Ⅰ部に記載されている国及び地域を指す。

◆新興国

国際社会において政治、経済、軍事などの分野において急速な発展を遂げつつある国のこと。

◆バイオ燃料

農業廃棄物、サトウキビ、石油に類似した液体燃料を抽出できる植物などのバイオマス由来の燃料。原料となる生物の生産と消費のバランスをとることにより、実質的に二酸化炭素排出がなくなるため、地球温暖化対策として脚光を浴びている。

◆WTO

国際的な貿易のルールを調整する国際機関。

WTO（世界貿易機関）は、関税と貿易に関する一般協定（GATT）を発展的に解消させて、平成7年に発足した。スイスのジュネーブに本部を置き、国連の正式な専門機関となった。特に、貿易に関する紛争を処理する機能を強化し、新しい世界の貿易秩序の構築を目指している。

◆経済のグローバル化

国内の制度や規格の違いが消滅して、モノ・カネ・ヒトが、国境を越えて、一層自由に移動できるようになること。その結果、制度や規格などが、世界標準に収束し、一層、財市場や資本市場などの統合が進展すること。

◆E P A

貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

◆F T A

特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。

◆農業農村整備事業

農業生産の基礎となる農地、農業用排水、農道等の整備や、より良い農村生活環境を整備するための農業集落排水施設整備等を行う事業の総称。

◆認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）が認定された農業者。農業者の自主的な経営改善を支援する制度で、認定を受けた農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや、経営者としての自覚を高めることなどが期待でき、農業の安定的発展を図る上で、重要な取組となっている。

◆農業経営基盤強化促進法

経営感覚に優れ、効率的で安定的な農業経営体を育成する施策を総合的に講じ、日本の農業生産の基盤となるような農業構造を確立するため、平成5年に成立した法律。農地の流動化を進め、中核的農家への農地の集積をもたらそうと、昭和55年に制定された農用地利用増進法を全面的に改正し、法律名を改めるとともに、農地流動化の促進だけでなく、経営体育成のためのさまざまな施策を規定している。

◆農地保有合理化等事業

離農農家や経営規模を縮小する農家等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大により経営の安定化を図ろうとする農業者に対して農地を売渡し又は貸付けを行う事業。事業は農業経営基盤強化法の規定に基づき、農地保有合理化法人が行うこととなっており、北海道では公益財団法人北海道農業公社が事業を実施している。

◆米の生産調整

農作物の需要が供給量を下回り続けた時などに、余剰生産を抑制するために農家に奨励・援助を行う政策。主として1960年代中頃からの米余りへの対策として、1970年頃からは行われた米の減反政策・転作奨励をさす。

なお、平成30年産から生産数量目標の配分が廃止され、農業者（産地）は主体的に応じた生産・販売を行うこととされた。

◆（由仁町）農業再生協議会

平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施されたことに伴い、町段階での実施体制を整備するため、「由仁町農業再生協議会」を設立。

協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、農業者戸別所得補償制度の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連絡体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を主な目的としている。

◆クリーン農業

近年の消費者の健康・安全志向の高まりに伴い、有機物の施用などによる土づくりにつとめ、農薬や化学肥料の使用を必要最小限度に止めるなど、環境との調和に配慮した安全・高品質な農産物の生産を進める農業のこと。

◆YES！clean（表示制度）

消費者が店頭などでクリーン農産物を容易に見つけていただけるよう一定の基準を満たしたクリーンな農産物にYES！cleanマークを表示し、詳しい栽培情報をお知らせする、北海道クリーン農業推進協議会が推進する、「北のクリーン農産物表示制度（Yes!clean表示制度）」のこと。

◆エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、堆肥などを施して土地の力を高め、化学肥料、化学農薬を減らす生産計画を都道府県知事に提出し認定された農業者をいう。

◆グリーン・ツーリズム

都市生活者が農村・漁村などに滞在して余暇をのんびり過ごすこと。または、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取組のこと。

◆アグリビジネス

アグリビジネスとは、農業生産を核としてそれに関連する事業をいう。道内において取り組まれているアグリビジネスの主な業態として、「直売・産直」、「加工・販売」、「ファームイン」、「ファームレストラン」、「観光農園」、「農業体験」等がある。

◆GAP

GAP（農業生産工程管理）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

◆6次産業

農業、水産業は、産業分類では第一次産業に分類され、農畜産物、水産物の生産を行うものとされている。だが、6次産業は、農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというもの。

◆地産地消

地産地消≪「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略≫とは、その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップなどにつながるものと期待されている。

◆水稻直播栽培

水稻直播栽培とは、従来行われている移植栽培のように、苗を育ててそれを水田に植えていくのではなく、水田に直接種をまく栽培方法のこと。

この方法では、苗作りなどの春作業が大幅に軽減されるため、余剰労働力を他の作物に活用できるなど、様々なメリットがある。

◆有機 J A S（認証制度）

有機 J A S 認証制度とは、農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機 J A S 規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断されたものに有機 J A S マークを付し、「有機」の表示ができる制度。

◆コントラクター

農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、経営体の労力負担軽減や、機械・施設投資の抑制などによる経営の安定化を図るため、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行う組織のこと。

◆酪農ヘルパー

酪農ヘルパーとは、酪農家が休みをとる際に酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人のこと。

◆農業用廃プラスチック

農業から排出された、使用済みプラスチックフィルム。

農業用廃プラスチックは大きく2つの種類に分けることができ、ビニールハウスによく使われる塩化ビニルフィルムと、土の表面を被覆し、野菜を育てるマルチ栽培に使われるポリエチレンフィルムがある。

◆北海道農業担い手育成センター

21世紀の北海道農業を担う若者を育成・確保するための総合窓口として、北海道・市町村を始め農業関係機関・団体によって設立され、農業に関するさまざまな支援を行っている。事務所は札幌市中央区。

◆農業大学校

道府県農業大学校は農業経営の担い手を養成する中核的な機関として、全国42道府県に設置されており、高校卒業程度の学力を有する方を対象とした、2年間の養成課程を中心に、講義と実習の組み合わせによる農業研修教育を実施している。さらに、養成課程卒業者等を対象とした研究課程や、新規就農者や農業者の経営の発展段階に対応した作目別や技術の内容に基づく多様なコースを研修課程として開設されている。北海道立農業大学校は中川郡本別町。

◆農地・水保全管理支払交付金

平成19年度から実施されている「農地・水保全管理支払交付金（旧農地・水・環境保全向上対策）」は、農地や農業用水などの農業基盤や農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民等の多様な主体が参画した地域ぐるみの効果の高い活動を支援する国の施策。なお、平成26年度から多面的機能支払交付金に組替え・名称変更された。

◆中山間地域等直接支払制度交付金

中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するという観点から、国民的な理解の下に、平成12年度より農業生産条件の不利を補正するための施策として創設された国の施策。

由仁町農業・農村振興計画

平成26年3月策定

令和元年8月変更

発行	由仁町
編集	由仁町産業振興課
	〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地
	TEL 0123-83-2114 FAX 0123-83-3020
URL	http://www.town.yuni.lg.jp
E-mail	sangyo-shinko@town.yuni.lg.jp